

総務常任委員会記録

| 令和3年 第1回定例会 | |
|-------------|--|
| 1 日 時 | 令和3年3月16日(火) 午前10時00分 開会 午後5時30分 閉会 |
| 2 場 所 | 議場 |
| 3 出席委員 | 佐藤 誠 委員長 阿部 秀実 副委員長 大貫 桂一 委員 増淵 靖弘 委員 横尾 武男 委員 鰐原 一男 委員 |
| 4 欠席委員 | なし |
| 5 委員外出席者 | なし |
| 6 説明員 | 別紙のとおり |
| 7 事務局職員 | 小杉 課長 篠原 書記 |
| 8 会議の概要 | 別紙のとおり |
| 9 傍聴者 | なし |

総務常任委員会 説明員

| | 職 名 | 氏 名 | 人数 |
|------------|---------------------|--------|-----|
| 総務部 | 総務部長 | 糸井 朗 | 10名 |
| | 総合政策課長 | 篠原 宏之 | |
| | 危機管理監兼危機管理課長 | 矢口 正彦 | |
| | 鹿沼営業戦略課長 | 益子 則夫 | |
| | 秘書課長 | 郷 昭裕 | |
| | 人事課長 | 佐藤 靖 | |
| | 情報政策課長 | 大貫 陽子 | |
| | 総合政策課長補佐兼総合政策係長 | 能島 賢司 | |
| | 危機管理課長補佐兼危機管理係長 | 高久 治勇 | |
| | 総合政策課総務係長 | 竹澤 佳満 | |
| 財務部 | 財務部長 | 南雲 義晴 | 9名 |
| | 財政課長 | 秋澤 一彦 | |
| | 公共施設活用課長 | 星井田 敬 | |
| | 税務課長 | 日向野久仁子 | |
| | 納税課長 | 金子 尚己 | |
| | 公共施設活用課長補佐兼公共施設活用係長 | 別井 涉 | |
| | 庁舎整備推進室長 | 網 浩史 | |
| | 納税課長補佐兼納税推進係長 | 中村 陽子 | |
| | 財政課財政係長 | 半田 和之 | |
| 会計課 | 会計管理者兼会計課長 | 金子 信之 | 1名 |
| 議会事務局 | 議会事務局長 | 石塚 邦治 | 2名 |
| | 議事課長 | 小杉 哲男 | |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局長 | 諏訪 敏郎 | 1名 |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局長 | 渡邊 孝道 | 1名 |
| 消防本部 | 消防長 | 黒川 純一 | 8名 |
| | 消防総務課長 | 星野 富夫 | |
| | 予防課長 | 石原 幸二 | |
| | 地域消防課長 | 臼井 賢 | |
| | 警防救急課長 | 渡邊 靖 | |
| | 通信指令課 | 北林 裕司 | |
| | 消防署長 | 小山 茂 | |
| | 消防総務課長補佐兼総務係長 | 山崎 健児 | |
| 合 計 | | | 32名 |

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号))
- 2 議案第 2 号 令和3年度鹿沼市一般会計予算について
- 3 議案第 7 号 令和3年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について
- 4 議案第 8 号 令和3年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について
- 5 議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)について
- 6 議案第15号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第2号)について
- 7 議案第16号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第2号)について
- 8 議案第18号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 9 議案第19号 工事請負契約の変更について
- 10 議案第24号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 11 議案第25号 基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 12 議案第26号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 13 議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)について
- 14 議案第39号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)について
- 15 陳情第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情
- 16 陳情第 3号 菅義偉首相による日本学術会議会員候補の任命拒否について抗議し、撤回を求める意見書の提出を求める陳情

令和3年第1回定例会 総務常任委員会概要

○佐藤委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、必要に応じて、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それではただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案14件、陳情2件であります。

それではまず、総務部関連議案等の審査を行います。

陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情及び陳情第3号 菅義偉首相による日本学術会議会員候補の任命拒否について抗議し、撤回を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに、陳情第2号及び陳情第3号を審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情及び陳情第3号 菅義偉首相による日本学術会議会員候補の任命拒否について抗議し、撤回を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である、明るい鹿沼をつくる会代表楠恒男様及びイシハラミツオ様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○佐藤委員長 どうぞ、お座りください。

楠様、イシハラ様、本日はお疲れ様です。

早速ですが、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について、5分程度で説明をお願いします。どうぞ。

○陳情人 皆さん、こんにちは。私は明るい鹿沼をつくる会代表の楠恒男と申します。

ただいまより陳情の趣旨説明をさせていただきます。

今回の陳情は、昨年12月に議会に提出したものと趣旨のものです。

しかし、昨年12月議会とは、大きな違いがあります。

それは、鹿沼市議会が、県内他の13市議会で行われている議会のルールに基づき、行

われるようになったことです。

今まで、意見書提出を伴う陳情は、議会運営委員会の審査で終わりました。

つまり本会議、すなわち全議員の意見を聞くことなく採決が行われていました。

これは、鹿沼市議会、議会基本条例の精神に反すると思いました。

そこで、県内の他の 13 市議会事務局に問い合わせをしました。

回答は全て「委員会付託審査から本会議審査、採決です」との回答でした。

さらに、栃木県市町村課行政担当にも聞きました。回答は、「他市のやり方が妥当です」との返事でした。

このことを議会にお話ししたら、昨年 12 月 21 日付で、そのように取り扱い基準を変えるとのことでした。

そして、今回の総務常任委員会審査になったわけです。

正しい議会運営ができるようになったことをうれしく思います。

それでは、陳情の趣旨説明を行います。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情です。

まず最初に、この陳情に関する経過をお話します。

昨年 8 月に、日本世論調査会が行った戦後 75 年世論調査によれば、「日本は核兵器禁止条約に参加すべきか」との問いに対し、「参加すべきだ」が 72%を占めています。

これは、核兵器禁止条約参加が党派・主義主張を超えた被爆者を初めとする日本国民のほとんどの意思であることだと思えます。

既にこの陳情と同様の意見書は、2月 15 日現在、全国の自治体 1,788 中 531 の自治体で決議をしています。約 3 割です。岩手県は、33 自治体全てで決議済みです。

次に、鹿沼市が 3 月 11 日、ホームページで公開した平和首長会議ですが、3 月 1 日現在、世界の 165 の国・地域が加盟をしています。

日本国内の加盟都市数は 1,734 ですので、約 97%の加盟です。

次に、たくさんの国・地域があるアジアで核兵器禁止条約に反対している、非核保有国は韓国と日本だけです。

禁止条約への日本の参加は、北東アジアを含め、アジアの非核平和の確定への大きな貢献になります。

次に、核抑止論批判のグテーレス国連事務総長の発言を紹介します。昨年の 9 月のものです。

いくつかの国は、核兵器は自国の国家安全保障、製造にとって、極めて重要であると考えている。

しかし、核兵器の廃絶は、どこか 1 つの国の運命を超えた問題、すなわち、この惑星の生き物の存在にとって不可欠なものだと言っています。

第 2 次大戦後の国連総会の第 1 号決議は、核兵器廃絶だったことも紹介されております。

次に、核の傘下については、重要な動きも生まれています。

昨年の 9 月 21 日、核軍事同盟である NATO 加盟国のうち、20 カ国と日本と韓国の元首相・

外相・防衛相らが、56氏が自国の政治指導者に対し、核兵器禁止条約への参加を訴える公開書簡を発表しています。

次に、自民党・公明党が言っている、橋渡し論の破綻についてご説明します。

橋渡し論の実践である日本政府の国連総会決議が、昨年12月7日に採択をされましたが、賛成は前年より10カ国減り、非核国側の批判が噴出をしています。

棄権は14カ国増え、過去最多となっています。

共同提案国も前年の56から26に減少しています。

それは、あまりにも核保有国寄りの決議だったからです。

日本の決議案には、核保有国のアメリカとイギリスは賛成したものの、ロシアと中国は反対し、フランスは棄権をしています。

これは、非核国と核保有国に架ける橋の両岸が崩れてしまい、橋渡し論の破綻が明らかになっています。

核兵器禁止条約を発効した新たな情勢のもと、唯一の戦争被爆国日本政府に求められることは、日本政府が核兵器禁止条約を支持、参加することです。

核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANのベアトリス・フィン事務局長は、日本が核兵器禁止条約に加われば、世界にとてつもない衝撃を与える。その決断は、核保有国の姿勢を擁護している国の、他の国々が核兵器を減らす引き金になると指摘をしています。

日本が核兵器禁止条約の参加に踏み出せば、国際社会の賞賛を受け、高い道義的地位と信頼を得ることになります。

それは、核兵器廃絶への流れに大きな勢いを与え、核保有国に対する大きな政治的圧力になります。

生物兵器、化学兵器、クラスター爆弾、対人地雷禁止条約も、かつて決まり、それらの兵器も製造がやめさせられた実績があります。

鹿沼市は、ホームページでも、核兵器禁止条約推進を発表しています。

鹿沼市議会でも、この陳情を採択されることにより、名実ともに、鹿沼市民の総意で、核兵器禁止条約への参加を求めることを決議、お願いします。

以上が核兵器に関する陳情の趣旨説明です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

ありませんか。

では、確認事項もないようですので、次に、菅義偉首相による日本学術会議会員候補の任命拒否について抗議し、撤回を求める意見書の提出を求める陳情について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 続きまして、日本学術会議の陳情について、ご説明をします。

昨年、12月議会陳情時には、議会運営委員会で審査をし、その結果が議会だよりの最新号に

掲載されています。

不採択の理由について、「任命権は首相にある」、そう書いてありました。

しかし、日本学術会議法、過去の国会答弁を見れば明らかなように、任命は形式的なものであり、学術会議の推薦は拒否しないという解釈が正しいものであります。

実質任命権は首相にはありません。

今回の任命拒否は、まさに日本学術会議法に対し、憲法 23 条の学問の自由を脅かす違憲・違法の行為だと言わざるを得ません。

日本学術会議は、今年 1 月 28 日、菅義偉首相が任命を拒否した会員 6 人全員について、速やかな任命を強く求める幹事会声明を発表しました。

声明は、同会議が、任命を再三求めたのかかわらず、菅首相から正式な回答や説明が一切されておらず、前例のない事態への対応を迫られ、運営に支障をきたしていると報告をしています。

6 名の欠員という、法の定めを満たさぬ状態が長く継続することは、本会議の独立性を侵す可能性があり、是正できるのは、任命権者たる内閣総理大臣をおいてありませんと指摘をしています。

日本学術会議の 4 月開催の総会を法の定めを満たさぬまま開催されることは避けなければなりませんとして、6 人の速やかな任命を強く求めています。

よって、鹿沼市議会は、政府に対し、今回の日本学術会議の改選による推薦名簿から 6 人の任命を拒否したことについて、激しく抗議をするとともに、任命拒否の理由の説明と任命拒否の撤回を求める意見書を地方自治法第 99 条の規定により、提出されることを陳情いたします。

以上が、日本学術会議の陳情の趣旨説明です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

ございませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。ご両名、ありがとうございました。

○陳情人 ありがとうございます。

(陳情人退室)

○佐藤委員長 それでは、まず陳情第 2 号について、各委員の意見、考え等伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議はなしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手を願います。

発言、意見等ございませんので、陳情第 2 号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第2号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第2号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○佐藤委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第2号については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号について、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議はなしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手を願います。

ないようですので、陳情第3号の取り扱いについては、採決を行います。

陳情第3号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第3号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○佐藤委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第3号については、不採択とすることに決しました。

次に、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、総務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 おはようございます。総合政策課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、総務部所管の関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

初めに、歳入について、ご説明いたします。令和3年度「予算に関する説明書」、こちらの説明書になります、一般会計の19ページをお開きください。

16款「県支出金」、2項1目「総務費県補助金」の右側説明欄、上から3行目の「防災対策推進費県補助金」100万円につきましては、自主防災会の新規設立を促進するための資機材支給に対する補助金を計上したものであります。

また、その下の「地方創生事業費県補助金」150万円につきましては、都市住民を対象とし

た移住支援補助金を計上したものであります。

続きまして、21 ページをお開きください。

一番下です。3 項 1 目「総務費委託金」のうち、23 ページになります。1 枚おめくりください。23 ページ、右側説明欄、上から 5 行目「基幹統計費委託金」970 万 1,000 円につきましては、経済センサス - 活動調査等の統計調査実施に伴う委託金であります。

続きまして、29 ページをお開きください。

21 款「諸収入」、4 項 3 目「雑入」、一番下になります。右側説明欄、上から 3 行目の「ケーブルテレビ負担金収入」620 万 2,000 円につきましては、市が敷設した光ケーブル線の電柱共架料のうち鹿沼ケーブルテレビが利用している部分について負担を求めるものであります。

また、その下の「派遣職員収入」716 万 9,000 円につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員 1 名分の人件費相当額の収入を見込んだものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。35 ページをお開きください。

2 款「総務費」、1 項 1 目「一般管理費」につきましては、そのほとんどが経常的な事務経費であります。

1 枚めくっていただきまして、37 ページの右側説明欄の下段にあります「総務事務費」6,517 万 1,000 円につきましては、市が発送する通知に要する郵便料や、広島平和記念式典派遣事業の委託料などを計上したものであります。

39 ページをお開きください。

右側説明欄の下段にあります「防災対策推進費」4,061 万 5,000 円につきましては、自主防災会への資機材支給経費や、防災士養成研修講座の開催経費などのほか、新庁舎における防災情報伝達システムのネットワーク構築に要する費用などを計上したものであります。

41 ページをお開きください。

右側説明欄の中段にあります「職員研修費」793 万 5,000 円につきましては、新規採用職員研修や各種専門研修の負担金など職員の研修に係る経費を計上したものであります。

同じページ下段にあります「福利厚生費」908 万 9,000 円につきましては、職員の健康診断やストレスチェックの委託料のほか、メンタルヘルス研修講師謝礼やカウンセラーの報酬などを計上したものであります。

続きまして、43 ページをお開きください。

2 目総合企画費、右側説明欄の中段にあります「総合計画推進事業費」1,282 万 7,000 円につきましては、昨年度から取り組んでおります次期総合計画の策定に当たり、専門的知見を有する事業者へのアドバイザー業務委託料などを計上したものであります。

一つ飛びまして、「まちづくり戦略事業費」1,499 万 6,000 円につきましては、新たに花木センターの道の駅化に必要な調査や、大芦川流域の路上駐車、ごみ、トイレ等の問題に対応するための経費、及び移住支援補助金などを計上したものであります。

45 ページをお開きください。

3 目行政情報システム管理費、右側説明欄の上段にあります「行政情報ネットワーク管理事

業費」4億2,448万6,000円につきましては、行政情報ネットワークの維持管理経費、システム利用料などのほか、新庁舎におけるネットワーク構築費、RPA導入費などを計上したものであります。

同じページ、4目広報広聴費におきましては、次ページになります、47ページになります、お開きください。47ページ、右側説明欄の中段にあります「営業戦略費」636万7,000円につきましては、いちご市をPRするためのイベントの開催費やデジタル広告費などを計上したものであります。

続きまして、57ページをお開きください。

9目集中管理費のうち、59ページになります、右側説明欄の上段にあります「法規管理費」4,914万円につきましては、昨年12月21日に議会で議決をいただきました「鹿沼市新庁舎整備備品購入」、収納什器であります、の購入経費などを計上したものであります。

少し飛びます、75ページをお開きください。

5項2目基幹統計費、右側説明欄にあります「基幹統計費」970万1,000円につきましては、5年に一度の経済センサス・活動調査のほか、基幹統計調査に係る経費を計上したものであります。

以上で、「令和3年度一般会計予算」のうち、総務部所管の関係予算の説明を終わります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰻原委員。

○鰻原委員 説明いただきましたが、歳入のほうの説明はなかったのですけれども、よろしいでしょうか。

(「歳入は説明いたしました」と言う者あり)

○鰻原委員 説明しました。

(「はい」と言う者あり)

○鰻原委員 はい、では、説明したということで移りますけれども、5ページの市税のうちの入湯税について、よろしいでしょうか、説明をお願いいたします。

○佐藤委員長 糸井総務部長。

○糸井総務部長 ただいまご質問いただいたかと思うのですが、今回、総務部の後に、先ほどの税金関係の収入については、財務部所管になりますので、この後ですね、総務部の後、財務部がまいりまして、お答えすることになるかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。

委員長。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 総務部、財務部あると思うのですけれども、ちょっと時間をいただけますか。ちょ

っと混乱しているものですから。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

ほかに質問のある方、いらっしゃいましたら、順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 44 ページなのですが、まちづくり戦略事業費のところ、今一応説明があったのですが、もうちょっと詳しく説明をいただければありがたい。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

横尾委員のご質疑にお答えいたします。

今回、まちづくり戦略事業費 1,499 万 6,000 円ということで、既に議会等でご説明申し上げておりますが、東大芦対策とか、道の駅対策ということで、新年度から、今度総合政策部になりますが、そちらにまちづくり戦略課という新たな組織を立ち上げます。

そちらのほうで担う事業になりますが、私のほうで内容を説明させていただきますけれども、大芦川対策として、まずは今、地元の方が一生懸命取り組んでいらっしゃいますが、まずは我がチームとしても、5月のゴールデンウィークを目安に、臨時の駐車場等々つくっていききたいということで、予算としては 520 万 8,000 円ほど、大芦川対策で計上しております。

続きまして、これまで営業戦略課のほうで担っておりました移住定住対策、こちらのほうも、まちづくりのほうにまゐります。こちらの事業が 678 万 8,000 円。

続きまして、道の駅対策ということで、今経済部のほうで、フラワーゾーン等々の検討をしておりますけれども、これも新年度からまちづくり戦略課ということになります。

それで、今後、どういった手法で道の駅化をしていくかということで、調査費として 300 万円計上しております。

そのほか、水資源対策もまちづくりにいきますので、こちらの経費が 100 万円ほどまゐります。

ですので、まちづくり戦略課としては、1,400 万円プラス 100 万円ほどの予算になるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 横尾委員。

○横尾委員 ありがとうございます。

花木センターの道の駅というのが、今取りざたされておまして、我々もずっと何かあそこにつくらなくてはならないというような形で、ようやく形ができてきたということなものですから。

これについては、急いでという、予算もありますでしょうから、そういう壁はありますけれども、その辺のところは、これで力を入れて、早急にそのまち、駅づくりを進めれば、そういったところからもあの活性化の一步になるかと思うのですが、その点について、ぜひもう一度お伺いします。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの横尾委員のご質疑にお答えいたします。

整備スケジュール等々ということで、道の駅整備にかかる思いを言ってくれということだと理解いたしました。

それで、私も長年経済部等々にいましたので、私も考えるに、道の駅として、花木センターというのは、もう既に一定の魅力があるのだらうと思っています。

それで、ろまんちっく村とか、高根沢ですかね、元気あつぷむらとか、既にあった施設を道の駅化したということで、先行事例もありますので、新たに多額のお金をかけるということではなくて、どうすれば道の駅になっていくかという最短ルートを検討していきたいと。

そして、道の駅ネットワークに入れば、全国からのお客様に情報が届くということですから、まず、お客様に来ていただいて、それで、花木センターにもお金を落とさせていただくということで、できるだけ時間をかけずに、最短で考えていきたいと思っています。

以上で説明を終わります。ありがとうございます。

○横尾委員 わかりました。終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありますか。増渕委員。

○増渕委員 2つあります。1つが、46ページの行政ネットワーク管理費事業で、先ほど説明がありまして、新庁舎のやっっていくことで、結構金額が4億2,000万円という大きなお金なので、大体どういうふうなイメージ、どういうふうな、2億いくらの電算保守とか、そういうのあったり、こっちに1億8,000万円かな、これが大部分を占めているのですけれども、このところ、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

それと、もう1つが、次ページの48ページ。

○佐藤委員長 増渕委員、失礼します。先、まず、2点あるということなので、1点ずつで、いかがでしょうか。

○増渕委員 はい、大丈夫、かまわない、それで、1つお願いします。

○佐藤委員長 では、執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 おはようございます。情報政策課の大貫と申します。よろしく願いいたします。

ただいまの増渕委員の質疑にお答えします。

行政情報ネットワーク管理事業費の、もうちょっと詳しい内容ということでよろしいでしょうか。

○増渕委員 はい。

○大貫情報政策課長 はい。

行政情報ネットワーク管理事業費のほうでは、市の職員が一般的に使用していますコンピューター、それから住民票等の発行に係る機械類、そういったものの全体の経費をまとめて支出しているものです。

この中で、住民票、税情報等、市民に一番かかわってくる基幹系といわれるところに、1億

7,460万円、委託料ですとか、通信料ですとか、いろいろ分かれてしまいますけれども、全体で1億7,460万円ほどかかっております。

それから、行政情報ネットワーク等、市の職員がほかの自治体、それから国などとやりとりをする、または庁内ですね、でやりとりをするために、それから事務を行うために使う費用として、約1億円ほどかかっております。

それから、このほか、マイナンバー関係の通信費等がありますけれども、こちらのほうが450万円ほど計上しております。

そのほか、庁舎移転にかかわる費用といたしまして、8,128万円ほどを計上しております。

ざっくりになってしまうのですが、以上で説明を終わります。

○増淵委員 ありがとうございます。私の聞き方が悪かったのかもしれないので、その説明はよく、ありがとう、それはわかりました。了解いたしました。

新庁舎に移転して、そのときにこれからデジタル化が進むので、その中でマイナンバーの取得とか、そういうのに当たって、総合的に移転したときに、どういうふうな、先ほど篠原課長からあったように、新庁舎に移転してということなので、そのときのネットワークの構築がどういうふうになっているかというのをざっくりのイメージで説明していただいて、今あるものの中でどのぐらいどうなって、新たにこういうものを作って、何しろ初めの初期投資ですごくお金かかっても、最初にやれば、全体で使うとなれば、それ償却できるものですから、そこら辺のところのイメージが、説明していただきたかったって、私のほうも質問が悪かったので、もう一度ちょっと聞かせてもらえれば、ざっくりでいいです。はい、お願いいたします。

○佐藤委員長 大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。

ただいまの質疑について、お答えします。

新庁舎関係のネットワークの構築費用としては、7,000万円ほど見込んでおります。

これは、全く建物が別になってしまいますので、その中の1階から5階まで、ずっと線を張り巡らす。

それから、今度拠点となる、市のほかの施設とのやりとりの拠点となる場所を新庁舎のほうにつくりまして、それとその各施設間をどういうふうにやりとりをするか、この辺が主なところになるのですが、庁舎全体になりますので、その辺の構築をしてもらうための費用として、今申し上げた7,000万円ほどがかかってくるということになります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増淵委員。

○増淵委員 ありがとうございます。

7,000万円ぐらいで大丈夫なのですか。

もっとかかるかなと思ったのだけれども、今だとその、ちょっと気になるから、もし、あれになれば、これは必要なことなので、もし、今は7,000万円と答えているけれども、もし増えてもそれはある程度は、初めに整備したほうがいいと思うので、それは余計なこととか、

あれですけれども、そのときはどうぞ言ってください。

それともう1つ、委員長よろしいですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○増渕委員 次のページ、48 ページ、営業戦略費の 600、300、いくらとなっていて、営業戦略と言って、戦略をするのは鹿沼市でやっているわけで、これを計上している予算だけれども、ほとんどが委託料なのでね。

ものを考えるのが戦略室なのだから、委託ではなくて、自分たちで考えてやるのがあれなので。

委託してしまっただけで、ここで委託してということになると、戦略という言葉との整合性について、予算的に、もうちょっとこの配分というか、これをちょっと詳しく聞かせていただかないと、何か全部、ほとんど8割方が委託料になってしまっているんで、そこら辺のところ、ちょっとご説明をお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。益子鹿沼営業戦略課長。

○益子鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の益子です。よろしくをお願いいたします。

今回のこのご質疑のほうは、営業戦略費の中の委託料が多いということだと思っておりますが、この委託料の内訳といたしますと、まずこの開催というのは、「いちごのもり」って、今まで花木センターでやっていたイベントなのですが、その 200 万円。

これは委託といいましても、これ花木センターのほうに委託をして、予算の、お金の出し入れの関係とかあって、花木センターのほうにこれ委託しているものですから、内容については、我々職員が全員で考えてやっておりますので、その辺は委託といいましても、職員がかかわっております。

また、その下の事業で 100 万円、これなのですが、これは今年が目玉とっては何なのですが、令和2年度にシティプロサイトの構築ということで、昨年予算をいただいて、間もなく完成することになっております。

この動画については、十分市の魅力を動画で出すということをつくっているのですが、今回のこの 100 万円については、今までのこれ3回つくったのは、自然とか、物とか、そういう鹿沼の物だったのですが、魅力的なものなのですが、今回は人を中心に協力隊の人であったり、そういういろいろ活躍している人たちを、その動画サイトで全国に発信しようというものですので、これも委託にはなっておりますが、職員が自らですね、一緒に業者と行ってやっておりますので、その辺のところをご理解願いたい。

あと、いいですか。

では、以上で説明を終わります。

○増渕委員 そういう形であればかまわない。ここに委託と書いてあるので、だけれども、ほとんど、花木センターのほうも職員がして、この事業のほうもそうだとすることで、職員の方が中心になってやっているのならばいいのですけれども。

丸投げして、やったのという委託料と、内容の確認をしたかったのは、一生懸命やっている

というのが今わかったのでいいですけども、これはもう了解いたしました、今の説明で、了解です。

ただ、この戦略室から、例えば、こういうことをやって、どのぐらいの効果というか、大体戦略を立てるときには、目標というか、このぐらい、今、今のベースがこのぐらいだったらば、イチゴならイチゴでもいいし、全体の物産でもいいのですけれども、どのぐらいの効果を見越してやるのか。

私の考えでいくと、営業戦略でこの600万円というのは、ちょっと少なすぎるかなというぐらいに思っているので、この中でやりくりしたりして、効果を出せというのはあれなのですけれども。

どのぐらいのことを想定しているのか、ちょっとお聞きしたい、そこだけ、1点だけお願いいたします。

○佐藤委員長 益子鹿沼営業戦略課長。

○益子鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の益子です。

今までの営業戦略の内容は、シティプロモーションガイドラインに沿って、とにかく「いちご市」PR、イメージをアップさせようということでやらせていただきました。

それで、もう5年たって、大分そういったイメージもついてきたので、来年度、シティプロのそのガイドラインのちょっと見直しを今考えております。

それで、当然その中で、目標値を今度は、では移住ではないですけども、人口増のためにこういう対策をして、何人増やそうとか、そういった目標をやっぱり立てなくてはということも考えておりますので、今後の見直しの中では、そういう目標を立てていきたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕委員 本当に5年たったということを十分自覚した上で、その後の展開をという今の説明が大変わかりやすく、そして、きちんと意思をもって説明していただいて、ありがとうございます。わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質問はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 35ページ、市長と副市長の5%カットですが、これは条例でここに載っていますけれども、市長の給与費はこれ年額でいくらだか、副市長の給与費は5%カットしたことにより、年額いくらだかお伝え願います。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

先ほどの鰐原委員のご質問にお答えいたします。

5%カット後ということでございますので、市長につきましては95万円、副市長につきましては77万3,300円でございます。

年額ということで、月額ではなくて、年額ということでよろしかったでしょうか。

○鰐原委員 はい。市長の年額の総給与費はいくらになるか、副市長の年額の総給与費はいくらになるかお答え願います。

委員長。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 調べていただいている間に、次にいきます。

○佐藤委員長 許可します。

○鰐原委員 よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 はい。

○鰐原委員 39ページのね、防災対策推進費、これは総務部でよろしいでしょうか。はい。

その中で、委託料がありますわね。3,382万5,000円、これらについて、ご説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明を求めます。高久危機管理課課長補佐。

○高久危機管理課課長補佐 危機管理課課長補佐の高久です。よろしくお願いたします。

ただいまの委託料の詳しいご説明をさせていただきます。

主な支出としましては、委託料につきましては、まず2,934万6,000円、これが電算機器保守料として、新庁舎整備に伴う防災機器移設費用の見込み額です。

新庁舎に機器を移設した後、緊急速報メール、Jアラート、発令判断システム、栃木県防災情報ネットワークシステム、栃木県震度情報ネットワークシステムなど、ケーブル配線や機器移設による防災情報伝達システムのネットワークを再構築するのに要する費用を計上しています。

そのほかとしまして、機器保守費用、368万1,000円の内訳としましては、同報系防災行政無線、Jアラート、発令判断システム、防災情報伝達システムの保守料です。

定期点検、システム不具合の対応など、問い合わせなんかを行う業務となります。

そのほか、委託料の図面作成につきましては、79万8,000円を計上しておりますが、これは防災マップ&マニュアルの同冊子の1,000冊増冊分の費用となります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、新庁舎整備に伴う事業のことですから、1期工事が終われば、もうそういうシステムは出来上がるというふうにみてよろしいのですか。

○佐藤委員長 高久危機管理課課長補佐。

○高久危機管理課課長補佐 危機管理課課長補佐の高久です。

先ほどの鰐原委員の質疑についてお答えいたします。

今回、1期工事で移設をした後、その後、もう1回、実際に危機管理課の部屋が違うものから、移設を2回行う予定となっております。

2回目行う予定としておりますのは、来年、令和4年度末から令和5年度の初めになると思いますが、その頃に2回目の移設を行う予定です。

予定としましては、約 800 万弱ぐらい、同じようにかかる予定です。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、この電算機器の保守とか、そういうものは2回、庁舎整備に関して、2回かかるということで、理解していてよろしいのですか。

○佐藤委員長 高久危機管理課課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課課長補佐の高久です。

先ほど鰐原委員のおっしゃったとおり、2回移設というふうなことでご理解いただいて結構です。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。

○佐藤委員長 鰐原委員、どうぞ。

○鰐原委員 はい、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 鰐原委員、どうぞ、どうぞ。

○鰐原委員 47ページの先ほどの営業戦略費ですけれども、イベントとか、デジタル広告費だというような説明ありましたが、そのことについて、詳細な説明求めておきます。

○佐藤委員長 益子鹿沼営業戦略課長。

○益子鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の益子です。よろしくお願ひします。

まず、開催についてと言いました、開催については、「いちごのもり」ということで、毎年「いちご市」をPRするために行っておりますが、今年度はちょっとコロナの影響があつて、「おうちでいちごのもり」みたいな、そういったものをやったのですが、来年度はまたイベント等ができるのであれば、花木センターを会場にやりたいと思っておりますが、その辺のところは、また、このコロナの状況を見て、判断させていただきたいと思っております。

それから、広告宣伝のこの100万円は、広告宣伝で142万1,000円ってございますが、先ほど説明したデジタル広告と言っていたと思うのですが、これにつきましては、今年構築しました、シティプロサイトへの誘導をさせる広告でありまして、スマートフォンを開いて、若者が自分の好きなアプリのところにクリックしたときに、その下に鹿沼のシティプロサイトの誘導できる、そこをクリックすると、うちのサイトが出てくるような、そういった若者とか、その場所とか、そういったものを指定できる、ターゲットを絞ってできるということなので、そこに今回そのデジタル広告ということで、掲載させていただきました。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、ちょっと令和3年度は、日の丸と一緒に掲げるいちごの旗をつくる予定はありませんか。

○佐藤委員長 益子鹿沼営業戦略課長。

○益子鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の益子です。

ただいまの「いちご市旗」をつくるかどうかというようなお話だと思うのですが、一応、今のところ、ちょっとつくるかつくらないかは未定であります。もしつくとすれば、消耗品費とかありますので、そちらのほうでつくれるのかなというふうには思っておりますけれども、今、これから、今貸し出しとか、そういったものも考えておまして、そこで多くの団体のほうから貸してくれとか、そういうふうなことになってくれば、今1旗しかございませんので、あと1旗つくったりとかですね、そんなふうには考えてはおります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 つくらないことを望んでおります。

ほかにいればやめますけれども。

○佐藤委員長 ここで会議開始から 50 分以上経過しております。

換気のため、10 分程度休憩をいたします。

再開は、11 時ちょうどといたします。

(午前 10 時 54 分)

○佐藤委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 00 分)

○佐藤委員長 先ほど鰻原委員の質問に関して、佐藤人事課長のほうから答弁用意できましたので、答弁を求めたいと思います。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

先ほどの鰻原委員のご質問にお答えをしたいと思います。

市長給与費につきまして、年額ですね、給料のほうは 1,140 万円。期末手当 461 万 5,000 円。共済費、こちらが 285 万 1,000 円。合計で 1,886 万円となっております。

副市長の給与費につきましては、給料が年額で 928 万円。期末手当 375 万 7,000 円。共済費 270 万 5,000 円。合計で、1,581 万 4,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 では、鰻原委員もこの件に関して、まず意見ありましたら、はい、次の、戻る前に、はい。鰻原委員、どうぞ。

○鰻原委員 ありません。ありがとうございました。

次、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○鰻原委員 57 ページの新庁舎整備事業費のうちの備品についての説明ですが、新庁舎整備事業は財務部所管でやるわけですか、総務部所管での質疑になりますか、お願いいたします。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの鰻原委員のご質問にお答えいたします。

予算書の 58 ページの新庁舎整備事業費につきましては、財務部のほうになります、庁舎整備

推進室になります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、説明書の233ページの職員について、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、これは総務部の所管でよろしいでしょうか。はい。

この前の議員全員協議会のときに、新庁舎に、本庁舎、今現在この場所で働く人の数をお尋ねしましたところ、会計年度の任用職員以外の職員422名であると、それと会計年度任用職員は103名であると、大体525名の方が働いておられるというお話伺いました。

その中で、このコロナ禍の中で、テレワーク勤務というのをやっておられるのかどうか、お答え願えればと思います。

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

テレワーク勤務につきましては、コロナ禍の中、緊急事態宣言が発令されてから実施してございます。

テレワークの内訳でございますけれども、在宅勤務、それとサテライトオフィスの勤務等がございます。

どちらも実施をしているところでございますけれども、詳細につきましては、ちょっと今資料が手元に見つかりませんので、この後ちょっと調べさせていただきまして、お答えをさせていただきたいと、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 その中で、ちょっと調べておいてもらいたいことは、公務員さん、自治体の職員さんのテレワーク勤務体制、そういうものはやってみて、また、これからやろうとしている、そのコロナ禍の勤務の中に合致しているのだろうか。

地方の自治体職員の勤務について、テレワーク勤務がコロナ禍の勤務であろうとしても、勤務体制の中でいいものかどうかというような判断を伺っておきたいと思えます。

それと、勤務の中に、やっぱりテレワークであっても、管理しなくてはなりませんよね。

その中で、勤務すると怠るといふかな、勤怠管理というのがありますよね。その場合、どのようになされているのか。

それと、外部で勤務することによる守秘義務への配慮、注意点、そういうものがありましたら、お答え願いたいと思えます。

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 そちらにつきましても、今調べまして、一緒に説明のほうさせていただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 委員長、わかりました。お願いいたします。

○佐藤委員長 では、佐藤人事課長から答弁を待つ間、ほかの方、質問があれば、挙手にて発言を求めてください。阿部副委員長。

○阿部副委員長 予算書の46ページ、行政情報ネットワークのところですが、先ほど増淵委員からも質問がありました。

どういう内容かということはわかったのですが、最初の説明の中で、RPAの導入について進めていくというような話がありました。

いよいよ新庁舎が今年は出来上がってくるわけですが、このRPAについて、具体的にどんな手法というか、どういう部分で活用していくのか、おわかりになりましたら、説明をお願いします。

○佐藤委員長 大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。

ただいまの阿部委員の質問にお答えする前に、すみません、先ほど増淵委員のほうから、新庁舎のネットワーク関係の費用についての質問にお答えしたのですが、先ほどお答えした7,000万円、確かにネットワーク構築費用だけでした。

すみません、新庁舎に絡んでは、そのほかに機器の保守ですとか、移設に関する費用とかもございまして、総額で8,790万円ほどになっております。すみません、ご心配いただきましたので、訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

続いて、阿部委員のRPAに関する進め方についてのご質問にお答えしたいと思います。

RPAのほうは、新庁舎とは、ちょっとまた別な視点で、軸で進んでおりますけれども、目標としましては、自分の事務を職員に見直してほしいというものが一番にあります。

業務の改革というところになるかと思っておりますけれども、具体的にいいますと、定型業務の中で、自分が、人がやらなくてもできるものがあるのではないかとこのところに着目して、それを自分の業務について考えて、職員自らが主体的に改革に、事務の見直しに取り組んでいくということをねらいとしております。

なので、来年度に入りましたら、まず職員に手を挙げてもらうように考えております。

手を挙げてもらって、うちのこの業務はRPAを使ってできるのではないかとこの業務を出してもらって、それを事務の見直しを行ってもらった上で、9業務ほどに絞りたいと考えております。

事務の見直し、それで、どの部分にRPAを取り入れられるかということも、職員と、それからコンサルに入っていて、私たちも素人ですので、コンサルに入っていて、みんなと一緒に考えて、先行事例をつくっていきたくて考えております。

初年度については、行政改革担当部署、それから情報系、デジタル系のところ、それから業者に入ってもらって、先行導入ということで、その次からの取り組みに役立てるようなよい例をつくっていきたくて考えております。

業務、一番わかっているのは、現場の職員ですので、その人たちが自分で、自分の業務をも

う一度見直す、無駄を見直すということによって、考える機会、それから、本当に人がやらなくても済むようなルーティンワークから再考して、職員がその分を市民との対話ですとか、市民のためにという考え方、そちらのほうに考えるほうに時間をとれるようにしていきたいと考えております。

初年度はそんなことで、9業務程度ですけれども、実験的にやっけていきながら、令和4年度、令和5年度と順を追って進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部副委員長。

○阿部副委員長 ありがとうございます。

市政一般質問のときにも、RPAの推進ということで、梶原議員のほうからご質問がありました。

それで、このRPAを導入することで、職員の負担軽減で、それを市民サービスへということで、今お話がありました、まさにこれからの市民サービスの充実というところでは、有効な活用方法だと思うので、それを進めていただいて、それで、その結果をまた、どんなふうに進められたのかというのを、どこかの時点で報告できるようにしてもらえればいいかなと思います。これは要望です。以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。

では、先ほどのまた鰻原委員への答弁、佐藤人事課長からお伺いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

先ほどの鰻原委員の質疑にお答えをしたいと思います。

テレワークにつきましては、取り組みが昨年12月16日から2月の7日までで集計をさせていただきますので、そちらの数字でお答えをさせていただきたいと思います。

執務室の分離、こちらがサテライトオフィスという形になりますけれども、平日の33日間で、延べ人数1,074人。

在宅勤務につきましては、先ほどの人数につきましては、本庁舎の勤務する人数でございます。

在宅勤務ですね、こちらが33日間で、648人となっております。

勤務体制につきまして、合致しているのかどうかということでございますけれども、市の業務上、個人情報等を扱ったりとか、市民課の窓口等、窓口対応が必要なところもありますので、全ての部署でテレワークが可能かと言われると、そこはなかなか難しいところがあるのではないかと考えてございます。

ただ、書類作成、個人情報が含まない書類作成等、議事録の作成等、そういったものでしたら在宅での勤務は可能かと考えてございます。

そして、勤怠管理、その注意点等でございますけれども、勤怠管理につきましては、在宅勤務ですと、民間企業さんでもそうなのですが、時間が曖昧になってしまったり、労働時間が過多になってしまうと、そういった問題点が指摘をされているところでございます。

こちらの勤怠管理につきましては、各所属長が「何時から何時まで」ということで、報告を受けるような形でやるというような形で考えてございます。

注意点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、仕事が終わらないので、勤務時間が10時間、8時間を超えて10時間、12時間となる可能性もあります。

そちらについては、それぞれ所属長と在宅勤務を行う当人とのコミュニケーションを図りながら、過多にならないようにということで、注意をしていきたいというふうに考えてございます。

以上で説明のほうは終了させていただきます。

○佐藤委員長 鯉原委員。

○鯉原委員 わかりました。令和2年度の実績の中からの答えでしたけれども、コロナ禍の動向によっては、令和3年度も続けることになろうかと思いますが、その点またよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

ここで本議案について、私も委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代をいたします。

○阿部副委員長 それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

ご質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 道の駅についてです。ページは44ページでしょうか。まちづくり戦略事業費1,400万円の中に、道の駅の事業として、300万円の調査費が計上されていると聞きました。

この点、少し深く掘り下げての質問したいのですが、やはり道の駅にしていくということは、本市の大きな戦略上、大きなプロジェクトであると考えます。

その観点にかんがみると、逆に300万円という調査費というのは、少ないのではないかと思います。

やはり外部のコンサルタントを入れたり、もしくは、様々な道の駅を視察をしたりって考えていけば、300万円というのは、少し物足りないなという感じでありまして、やはり、早い、そういったすばらしいプロジェクトは、スピード感をもって進めていくという観点では、積み増ししてもいいのではないかと思ったりもしますが、まずはこの300万円を、実際、具体的には1年間新年度で、どういうふうに、どんな内容で使っていくのかと。

そして、その300万円しか私はないと考えていますが、その中でどこまで新年度ゴールを目指していくのか。

ですから、道の駅の本当の最初のステップだとは思いますが、どこまでやっていくのかというところ、説明を求めます。

○阿部副委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

佐藤委員のご質疑にお答えいたします。

まず、現在道の駅につきましては、冒頭で申し上げましたように、経済部のほうで周辺整備

も含めて検討しております。

それで、実は今経済部がやっているステージが、道の駅のイメージの共有化というところをやっております。

次に、私が申し上げたいのが、花木センターについては、これまでもいろんな調査をしてきたのだらうと思います。

そして、次に、鹿沼市のいろんな各種事業のやり方として、自前でできるものは自前でやると。

それから、過去の調査で活用できるものは活用するという中で、では、さて、来年からまちづくり戦略課で道の駅をやりなさいと言ったときに、どの程度予算をとるべきだということで、まずやらなくてはいけないのが、既存の施設調査等々の施設情報の整理とか、市場調査とか、その今後進めていく上に当たって、基礎となる具体的なデータを収集すると、そこはお金をかけさせてほしいと。

それで、やりながら、佐藤委員長がご心配いただいたように、かけるべきところはかけていかざるを得ないと思うのですが、まずはこれまでもいろんな調査をやってきたので、それは使えるものは使いましょうというスタンスでやっております。

それで、スケジュール的には、そうはいつでも、そんなに時間をかける事業ではないと思っていますので、令和3年度中には構想なり計画まではいきたいというのが、私、まだ課長に任命されておりましたが、そんな考えで進めようとは考えております。

以上で説明を終わります。

○阿部副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。自前でやろうという姿勢はそれは立派だと思いますし、既にいろいろな調査されてきたということも評価したいのですが、我々今議会のほうでも、やっぱりその道の駅化って言い出したことで、いろいろな道の駅のトレンドを押しえていかなくてはということで、いろいろ見ていこうとはなっているのですが。

今まで確かおやりになったでしょうけれども、今いろいろ社会情勢変化していく中では、最新のトレンドというのも押さえなくてはならない中で、300万円の調査費の中には、では職員の皆さんがいろいろなところを見学していったりする、その調査旅費というのは300万円の中に含まれているのでしょうか。

それで、含まれていた場合、どういったところを見ていくのかと。

それで、逆にもう見てきたのだと言うのなら、今は求めませんが、例えば全国のどこどこを見てきたとか、どういったところをネット上で調査したとか、どの程度のその知見を集めているのかと。

それを教えていただければ、我々も、場合によっては「ここ見てないじゃない」と、「こういったトレンドを見落とししてる」ってなりますので、どの程度見ていくのか、どこまで見てきたのか、そこをもう少し詳しく教えてください。

○阿部副委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

この道の駅化につきましては、来年度から立ち上げるというところで、委員長おっしゃるように、御心配いただくように、私どもとすれば、全くの掴みの数字です。

ですので、今段階で、どこの道の駅を見てきたのだということであれば、私個人に聞かれば、まちの駅を整備する際に、あそこにもかかわっておりましたので、周辺の道の駅は見ました。

それと、個人的にはいろんな道の駅は見ましたが、当然、もう10年近くたっておりますので、今のトレンドからずれていると、そういうところで、この300万円は、全くの掴みの数字ですので、これを有効に活用させていただいて、当然見るべきところは、ご意見等もいただいて、「こういうところを見てこいよ」ということであれば、それは行かせていただいて、知見を深めたいなと思っております。

ですので、細かい内容につきましては、大体このぐらいは使わせてくださいという数字が300万円だということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○阿部副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。であれば、では、その、まずはざっくり300万円キープしておいたというの、容認できるものです。

では、逆に言ったら、我々としても、「こういうところを執行部はもっと見たりすべきだ」というときに、「旅費がないので行けません」ということは、今の時点ではないとわかっていいのでしょうか。そこだけ確認して終わりにします。

○阿部副委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 そういうことは考えておりません。はい、よろしく申し上げます。

○阿部副委員長 ないので、それでは、委員長と交代いたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ほかに本議案に関して、ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、総務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしく申し上げます。

議案第11号 「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)」のうち、総務部所管の関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

「令和2年度補正予算に関する説明書」、こちらです。5ページをお開きください。5ページです。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から2段目、15款「県支出金」、1項4目「総務費県負担金」右側説明欄、2行目の「防災対策推進費県負担金」453万5,000円の増につきましては、令和元年東日本台風の災害に係る、令和2年度に災害救助法による住宅応急修理などに要した費用に対する県負担金を計上したものであります。

次の段の2項1目「総務費県補助金」の右側説明欄、2行目「地方創生事業費県補助金」150万円の減につきましては、都市住民を対象とした移住支援補助金の応募がなかったことにより、減額するものであります。

7ページをお開きください。

上から2段目、17款「寄附金」、1項1目「総務費寄附金」の右側説明欄、3行目「企業版ふるさとかぬま寄附金」1,100万円の増につきましては、今年度2社から受け入れました企業版ふるさと納税による寄附金を計上したものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

2款「総務費」、1項1目「一般管理費」の説明欄、1行目「防災対策推進費」4,021万9,000円の増につきましては、令和元年東日本台風の災害に係る、令和元年度に災害救助法による住宅応急修理などに要した費用の精算に伴う返還金と、防災情報伝達設備業務委託によるアプリや戸別受信機の入札に伴う執行残を計上したものであります。

次に、2目「総合企画費」の右側説明欄、2行目、「鹿沼市地方創生基金積立金」1,016万円の増につきましては、企業版ふるさと納税の寄付金を活用し、令和3年度以降に実施する花木センターのフラワーズーン整備費用として積立する費用を計上したものであります。

次に、4目「広報広聴費」の右側説明欄、「営業戦略費」741万9,000円の減につきましては、地域おこし協力隊員の活動経費など及び移住支援補助金の実績見込みによる減額を計上したものであります。

以上で、「令和2年度一般会計補正予算（第10号）」のうち、総務部所管の関係予算の説明を終わります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第11号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 18 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

議案第 18 号 「辺地に係る総合整備計画の変更」についてご説明いたします。

辺地総合整備計画につきましては、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間の計画であります。12 月議会に引き続きまして、今回この一部を変更するものであります。

まず、辺地とは、「交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等」と定義されておりまして、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率 100%、さらに元利償還に要する経費の 80%が地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される有利な起債が可能となる制度であります。

本市には、「入粟野・中粟野辺地」「上粕尾・中粕尾辺地」「上永野辺地」「西大芦辺地」「上久我辺地」の 5 つの計画があり、そのうち今回は、上久我辺地及び上・中粕尾辺地について、計画事業の変更を行うものであります。

具体的な事業内容につきましては、こちらの、議案資料の第 18 号のページをお開きください。議案第 18 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

まず、上久我辺地総合整備計画について、ご説明をいたします。

上久我辺地総合整備計画につきましては、1 として、辺地の概要が記載してございます。2 として、公共的施設の整備を必要とする事情など、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等が記載してございます。

裏面をご覧ください。めくっていただきますと、この表が整備計画の概要になります。

林道のうち、一番上ですが、横根線が今回の対象事業であります、横根線です。

県が事業主体となり実施する事業の見直しに伴い事業費を、2 段書きになっておりますが、942 万 4,000 円に増額するものであります。今回、942 万 4,000 円に増額となります。

主な変更理由は、法面の崩落により通行に支障があるため、法面の改良を行うものであります。

続きまして、上・中粕尾辺地総合整備計画について、ご説明いたします。

裏面をご覧ください。この表が上・中粕尾辺地の整備計画の概要になりますが、林道のうち、県が事業主体となり実施する事業内容の見直しや追加に伴い、事業費総額をこれまでの 766 万 6,000 円から 2,241 万 1,000 円に増額をするものであります。

主な事業内容といたしましては、佐野市と上・中粕尾地域を繋ぐ大荷場木浦沢線におきまして、橋梁が老朽化し通行に支障をきたすため、橋梁の補修を行うものであります。新たな事業費は、2 段書きの上、1,378 万 1,000 円になります。

また、前日光線も佐野市と上・中粕尾地域を繋ぐ林道となりますが、これも法面の崩落により通行に支障があるため、今回新たに追加した事業となります。事業費といたしましては、673

万 5,000 円であります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 18 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 24 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

議案第 24 号 「鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。

本議案は、本市の厳しい財政状況を考慮し、「市長」、「副市長」及び「教育長」の給料月額について、本年度に引き続き、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間、当該額の 100 分の 5 に相当する額を減じるものであります。

以上で、「鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 24 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 25 号 基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

議案第 25 号 「基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正」について、ご説明をいたします。

本条例の改正内容につきましては、「鹿沼市地方創生基金」を新たに設置するものであります。

この基金は、「企業版ふるさと納税」として受け入れた寄附金を原資とするもので、「ひと・まち・しごと創生鹿沼市総合戦略」に位置づけられた事業の財源に充て、本市の地方創生の推進を図るものであります。

今回は、信金中央金庫から受け入れた鹿沼市花木センターフラワーゾーン整備事業に対する1,000万円の寄附を積立てするものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第25号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、総務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

議案第38号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」のうち、総務部所管の関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

「令和3年度補正予算に関する説明書」、こちらの説明書の3ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

上から2段目、15款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」の説明欄、2行目「地方創生臨時交付金」3億9,159万8,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な対策に要する費用を増額したもので、主な事業としては、高齢者福祉施設新規入所者などの抗原検査費用の助成費やプレミアム付き商品券発行事業などを計上したものであります。

以上で、「令和3年度一般会計補正予算(第1号)」のうち、総務部所管の関係予算の説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第38号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第39号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)についてのうち、総務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

議案第 39 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）」のうち、総務部所管の関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

「令和 2 年度 補正予算に関する説明書」、こちら 1 ページをお開きください。

歳入のうち、14 款「国庫支出金」の今回補正額は 1 億 9,813 万 5,000 円であります。

続いて、3 ページをお開きください。

14 款「国庫支出金」の内訳が記載してございますが、今回補正額、先ほど申しあげました 1 億 9,813 万 5,000 円のうち、2 項 1 目「総務費国庫補助金」の補正額は、2,712 万 7,000 円であり、4 ページ説明欄のとおり、「地方創生臨時交付金」となっております。

補正の主な内容といたしましては、コロナ禍における小中学校への活動継続支援事業等を計上したものであります。

以上で、「令和 2 年度一般会計補正予算（第 11 号）」のうち、総務部所管の関係予算の説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 39 号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号中総務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで執行部の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

（午前 11 時 38 分）

○佐藤委員長 これから財務部関係の案件の審査を行います。

（午前 11 時 45 分）

○佐藤委員長 はじめに、議案第 1 号 専決処分事項の承認について（令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

今回のこの補正は、令和 2 年度における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けた態勢整備及び感染症の入院受入れ医療機関への追加支援に係る経費について、2 月 1 日付で専決補正を行ったものであります。

お手元にお配りしております「令和2年度補正予算に関する説明書」のうち、まず、表紙に一般会計（第9号）と入っているものをご用意いただければと思います。

その5ページをお開きください。

関連予算といたしましては、一番下、14款「予備費」について、歳入歳出予算の調整額として、2,050万円を減額するものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第1号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、財務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第2号 「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、財務部所管の関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

令和3年度「予算に関する説明書」一般会計の3ページをお開きください。

それではまず、歳入についてご説明をいたします。

1款「市税」、1項1目「個人」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少を見込み、前年度対比で8.2%減の44億9,918万3,000円を計上いたしました。

次に、2目「法人」につきましても、感染症の影響を見込み、前年度対比21.8%減の8億3,545万2,000円を計上いたしました。

次に、2項1目「固定資産税」であります、「土地」につきましては、評価替えに伴う地価下落の影響を踏まえ、また、「家屋」及び「償却資産」につきましては、在来家屋の評価替えによる減収に加え、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等への軽減制度が創設されたことなどを勘案しまして、固定資産税全体では前年度対比5.3%減の62億5,472万9,000円を計上いたしました。

一番下、6項「都市計画税」につきましても、固定資産税と同様の理由から、前年度対比4.4%減の7億6,523万3,000円を計上いたしました。

続きまして、5ページをお開きください。

一番下になりますが、6款「法人事業税交付金」ですが、これは、税制改正に伴いまして、令和2年度に創設された交付金であります。

内容としましては、法人市民税法人税割の減収分を補てんするために、県の法人事業税の一部が市に交付されるものであります。

令和3年度におきましては、2年度の9月補正に計上いたしました本年度見込み額と同額の1億1,000万円を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。

2段目の7款「地方消費税交付金」につきましては、本年度の交付実績見込みなどから、前年度対比では8.5%の増となりますが、23億円を計上いたしました。

中段の、10款「地方特例交付金」2項「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」につきましては、感染症の影響を受けた中小企業等への固定資産税の軽減措置により、減額となります地方税収を補てんするため、新たに創設をされた交付金であります。

本制度による市税の減収見込みから、2億8,400万円を計上いたしました。

次の、11款「地方交付税」の説明欄、「普通交付税」53億2,000万円につきましては、令和2年度の交付決定額をベースに、市税収入の状況や国が示す「令和3年度地方財政計画」における伸び率等を勘案しまして、前年度対比8.0%増で計上いたしました。

続きまして、9ページをお開きください。

中ほどの、14款「使用料及び手数料」1項1目「総務使用料」の説明欄、上から3行目の「市庁舎等行政財産使用料」につきましては、旧粟野庁舎敷地などの使用料として、813万3,000円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

中段の、2項1目「総務手数料」の右ページ、1節「徴税手数料」につきましては、これまでの実績をもとに推計をいたしまして、説明欄の2行目「不動産納税証明手数料」につきましては、510万9,000円、4行目の「督促手数料」につきましては、180万円を計上いたしました。

19ページをお開きください。

中段の、16款「県支出金」、2項1目「総務費県補助金」の説明欄の2行目、「市町村総合交付金事業費県補助金」につきましては、本年度の交付実績見込みをもとに、4,317万5,000円を計上いたしました。

21ページをお開きください。

一番下の3項1目「総務費委託金」であります。内容につきましては、24ページをお開きください。

一番上の2節の「徴税費委託金」1億6,488万円につきましては、個人県民税の賦課徴収の取り扱いに対する委託金であります。

次に、中ほどの17款「財産収入」、1項「財産運用収入」につきましては、26ページをお開きください。

説明欄の1行目、「土地・建物賃貸料」1,648万7,000円につきましては、土地や建物の貸し付けや自動販売機の設置、市民課前にあります広告付き窓口番号表示システム設置などによる

収入であります。

次に、中段の2項1目「不動産売払収入」の説明欄の一番上、「不動産売払収入」4,927万2,000円につきましては、市有地6区画などの売り払いを見込んだものであります。

一番下、18款「寄附金」、1項1目「総務費寄附金」につきましては、28ページをお開きください。

一番上の2節「ふるさとかぬま寄附金」につきましては、前年度同額の3,000万円を計上いたしました。

次に、中ほどとなりますけれども、19款「繰入金」、2項1目「庁舎建設基金繰入金」10億931万9,000円につきましては、新庁舎建設の財源として繰り入れを行うものであります。

次の、2目「かぬま・あわの振興基金繰入金」3,346万4,000円につきましては、「医王寺金堂の茅葺屋根」、「妙見寺の仏像」、「彫刻屋台」の修繕補助などの財源といたしまして、繰り入れをするものであります。

5目「新型コロナウイルス対策基金繰入金」2,277万7,000円につきましては、感染症の影響を受け、市の制度融資を受けた中小企業者等に対する利子補給事業の財源として、繰り入れを行うものであります。

次に、31ページをお開きください。

21款「市債」、1項1目「総務債」の説明欄の2行目、「新庁舎整備事業債」9億7,550万円につきましては、新庁舎の第1期及び第2期工事等の財源として計上するものであります。

一番下、9目「臨時財政対策債」につきましては、市税の減収等による一般財源の不足を補うため、対前年度比27.3%増の16億5,500万円を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。35ページをお開きください。

2款「総務費」、1項1目「一般管理費」につきましては、その内容のほとんどが経常的な事務経費であります。

この主な内容につきましては、少々飛びますが、40ページをお開きください。

説明欄の中段にあります、「契約検査事務費」1,672万7,000円につきましては、電子入札システム処理委託やとちぎ建設技術センターへの工事検査業務委託等の費用を計上したものであります。

44ページをお開きください。

説明欄の一番上、「ふるさと納税推進事業費」1,367万8,000円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方々への返礼品等の関係経費を計上したものであります。

51ページをお開きください。

一番下、8目「財産管理費」につきましては、内容につきましては、恐れ入ります、54ページをお開きください。

54ページ説明欄の中段の「庁舎等維持管理費」1億2,401万2,000円につきましては、市本庁舎の施設管理に係る費用に加え、東京電力パワーグリッド株式会社鹿沼事務所の建物借上料を計上するものであります。

次に、58 ページをお開きください。

58 ページ、説明欄の一番上の○印になりますけれども、「新庁舎整備事業費」18 億 1,278 万 9,000 円につきましては、本体工事のほか、備品購入や動産移転管理業務などに係る費用を計上したものであります。

また少々飛びまして、67 ページをお開きください。

下段の、2 項「徴税費」につきましては、内容は、また飛びますが、69 ページをお開きください。

2 目「賦課徴収費」の説明欄の 2 つ目の○印になります、「賦課事務費」9,708 万 9,000 円につきましては、次期評価替えに伴う路線価資料作成業務委託など、課税事務に要する費用を計上したものであります。

また飛びまして、227 ページをお開きください。

一番下の 12 款「公債費」につきましては、市債借入先からの償還予定に基づく、元金及び利子の償還に要する経費などを計上したものであります。

以上で、「令和 3 年度一般会計予算」のうち、財務部所管の主な関係予算の説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

今、少し、ちょっと進行の件で相談ありますので、そのままお待ちください。

お待たせしました。

本来であれば、昼食で休憩になりますが、財務部に関しての質疑は、このまま続行させていただきたいと思えます。

それで、もし、この財務部の質疑が、12 時半を以降にずれ込む場合は、一度休憩をしまして、我々総務委員会としては、13 時からの環境経済のほうに議場を譲りまして、その後、残った審議を続けたいと思えますが、委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と言う者あり）

○佐藤委員長 鰻原委員、どうぞ。

○鰻原委員 12 時ですから、1 時間休憩をとっていただきたいと思えます。50 分審議しました。

○佐藤委員長 ほかの方の意見を求めます。

では、一旦休憩をするか、このまま続行するかということになりますが、休憩するのであれば、13 時からは環境経済に譲るのか、それか、我々そのまま、総務を続けるのかという、また 2 択になりますので、まず、私が提案しています、12 時半までは一度財務部を進めていくということ。

もしくは 1 回休憩という、まず 2 択になりますので、では、私の提案に賛成の方は挙手を願います。

では、一度ここで休憩になります。

それで、では、休憩後の扱いについて、やはり 2 択になります。

我々総務が、このまま続けるのか、一度、13 時からは環境経済に続けるのかという 2 択にな

りますので、では、一度、環境経済に譲るべきだと思ふ方の挙手をお願いします。

○鰐原委員 委員長。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 この件は、全体的な議会の流れでありますから、議会運営委員会にかけないと、間違っているのではないかと、私は思います。勝手に常任委員長が決めることではないと思います。

○佐藤委員長 鰐原委員の意見、ごもっともだと思います。

ですから、皆様に、この運営に関して、議長と相談のもと、お諮りをしていますので、通常の、では筋論で言いましたら、今休憩をしまして、13時から我々続けますので、環境経済の皆様には、お待ちいただくということになりますが、その筋論でいきますか。横尾委員、どうぞ。

○横尾委員 私も、私らのほうが、続けて総務をやって、その後というのでよろしいかと思ひます。

○佐藤委員長 増渕議長、いかがでしょうか。

○増渕議長 設定としては、前のときは、ここまでずれるというのではなくて、15分か20分ぐらいの場合は、前回のほうをやってということやって、その後、環境経済というような、次の委員会ということで、この前の議会改革ではなかったのは事実だよね。

ただ、それだと、その手でいくと、多分これから1時間以上、これから消防もあるから、1時間以上になったときに、環境経済の委員の方がお待ちするような形になるから、そこは、この休憩中に私と委員長とかが、環境経済のほうの委員長とかあれが待機しているかどうかかわからないけれども、そこで相談の上決定ということではないかな。

○佐藤委員長 わかりました。では、13時以降の対応については、増渕議長と各委員長の協議になりますので、一度まずは総務委員会としては、暫時休憩といたします。

再開に関しては、皆さん、追って連絡をお待ちください。よろしく申し上げます。

(0時 04分)

○佐藤委員長 では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(午後 1時05分)

○佐藤委員長 私からの提案になりますが、一度ここで総務常任委員会、暫時休憩に入りまして、この議場をまず13時から、仮予定をしていた環境経済の審議終わって、終わった後に、再開したいと存じますが、皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

では、暫時休憩といたします。

再開は、追ってお知らせいたします。

(午後 1時05分)

○佐藤委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時45分)

○佐藤委員長 議案第2号中財務部関係予算の説明が終わりましたので、質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 まず最初にお伺いしたいのですが、今回、一般会計、当初予算がありますと。

それで鹿沼市では、当初予算成立前に補正予算を提出しました。

これはコロナ禍という臨時交付金ということの対応だと思うのですが、そういうことを、そういう予算成立をやった市が県内に他市、ありますか、ご説明願いたいと思います。

鹿沼市の独自の予算編成方針だったのか。それとも、ほかでもそういう事例があったということですか、説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えしたいと思います。

補正予算の県内の状況、今回の当初予算と合わせて、補正予算の提出をしたかどうかという状況は、各市のほうには確認はしておりませんが、先日新聞報道で、下野新聞のほうで、確か高根沢町だったと思うのですが、当初予算と補正予算を、これもコロナ関係の補正予算だったので、合わせて可決したという記事を拝見したことがございます。

それと、あとはこれ県外の状況なのですが、今回コロナの関係で、ちょっと私のほうで確認した限りなのですが、その中では、北海道の函館市、また、福島県の二本松市、東京都足立区、それと、佐賀県佐賀市においては、同様に当初予算の成立前に補正予算を提出したというような事例はございます。

恐らく、全国的に見ると、さらに調査を深めれば、ほかにも出てくるのかなという感じはしておりますけれども、申し訳ありません、今のところ、確認できているのはそこだけでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 鹿沼市だけの事例ではなく、こういうコロナ禍の中で、異例な予算編成であるというふうに理解しておきます。

それでは、先ほど説明があった中で、質問させていただきます。

予算に関する説明書の4ページでしたけれども、市税関係で、中小企業の軽減税率の変更があったというふうな説明がございましたが、その軽減税率について、ご説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願いたします。

鰐原委員のご質疑についてお答えいたします。

法人税率の改正につきましては、令和元年10月に開始する年度、必要年度から、法人税割の税率が引き上げになりました。

そちらについては、12.1%から8.4%になります。

それで、これは平成26年度に国税、地方法人税が創設されたためとなっております。

一応、地域間の税源の偏在性を是正しまして、財政力格差の縮小を図るということになりまして、法人市民税法人税割の一部を地方交付税に原資化するというようになっております。

それで、法人市民税による法人税割の引き上げの影響につきましては、令和2年の6月頃から影響が出ているものでございます。

本格的な影響は令和2年10月頃からとなっております。

以上で説明を終わります。

○鰻原委員 ありがとうございます。次の方がいれば。

○佐藤委員長 引き続き発言を許します。鰻原委員。

○鰻原委員 それでは、26ページの命名権料収入が222万円と載っていますけれども、これについて、説明を求めたいと思います。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 鰻原委員のご質疑にお答えをいたします。

命名権収入の内訳ということでございますが、公共施設活用課の星井田と申します。

まず、自然の森サッカー場、これがサンエコサーマルというところで、年間50万円で、3年間の契約。

それから、鹿沼運動公園、これはヤオハンさん、これも年間52万円で、3年間の契約。

それから、鹿沼総合体育館、こちらが株式会社TKC様、年間120万円で、3年間の契約でございます。合計で222万円ということでございます。

以上で説明を終わります。

○鰻原委員 ありがとうございます。

では、次の方に譲ります。

○佐藤委員長 質疑のある方は順次発言を許します。鰻原委員。

○鰻原委員 ページ、32ページの新庁舎整備事業債9億7,550万円について、説明してください。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしくお願いいたします。

鰻原委員の質疑にお答えいたします。

新庁舎整備事業債の内訳9億7,550万円についてであります。まず、鹿沼市の新庁舎整備建設工事、工事費になります。こちらが7億6,725万9,000円となっております。

続きまして、工事監理委託、こちらは工事に伴う監理委託業務になりますが、こちらが1,574万1,000円という金額になってございます。

続きまして、備品購入、備品購入につきましては、7,290万円の金額になっております。

その他、新庁舎整備関連事業費としまして、変更設計、電話交換機の設置工事、あとウッドインフィルの設置工事、その費用で3件合わせてになりますが、1,350万円。

そのほか、総合政策課所管の書架購入、そちらが1,960万円。

続きまして、情報政策課所管のネットワーク構築関係、こちらが6,410万円。

続きまして、危機管理課所管であります防災システム移設料金、こちらが2,240万円、以上

が内容になっていまして、総額9億7,550万円となります。

以上で説明を終わります。

○鰻原委員 わかりました。ありがとうございました。

次、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 ほかになれば、鰻原委員、どうぞ。

○鰻原委員 54ページのね、使用料、賃借料の中に、説明ですと、パワーグリッド借上料という
ような説明がございましたが、これについて、説明を求めます。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課長、星井田です。

鰻原委員のご質疑にお答えをいたします。

東京電力パワーグリッドの仮事務所としての借り上げの経費の内訳ということでございます
が、9カ月で、3,277万9,000円。建物、空調込みでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 9カ月間で、3,200万余り、3,300万近いのですかね。

どんなところを、どんなふうにお借りするのか、説明求めたいと思います。

それと、何部とか、何課が入るために、これはお借りしたのか、お願いいたします。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

東京電力パワーグリッドの鹿沼事務所、そちらの借り上げについてなのですけれども、まず
内訳、先ほど公共施設活用課長のほうから説明がありましたが、9カ月で、総額で3,277万9,000
円。

1カ月当たりになります、説明させていただきますと、まず賃料としまして、82万5,000
円、1カ月当たりですね。

続きまして、工事費の負担分ということで、仮事務所、事務所として使うに当たりまして、
東京電力のほうで、借りるための工事を施工していただきました。そちらに伴う負担金という
形で、1カ月当たり196万1,520円。

それとは別に空調機器、空調機器がない状態でございますので、空調機を2年、リースと
いうことで、1カ月当たり空調リースが85万5,550円という金額で、1カ月当たりになりますと、
364万2,070円という金額が借上料の内訳になっております。

続きまして、東京電力の仮事務所を使用する部署なのですけれども、1階と2階を借りるよ
うになっていまして、延べ面積につきましては、約1,000平方メートルというところを賃借、
借りる形になりまして、配置につきましては、1階に経済部と農業委員会、あと契約検査課、
そちらの3部署が配置となります。

続きまして、2階に選挙管理委員会、監査委員事務局、そちらが入りまして、総勢でいま
すと、人数でいいますと、86名の職員が、令和2年度の職員の人員によるのですが、86名が東

京電力のほうに移動になって、2期工事中の事務をそこでやるということになります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 当初は、仮庁舎はつくらないのだという方針でやっていました。

それが、やはり、この場でつくるのには、仮庁舎ですわね、を使わざるを得なくなったということに対する考えですね、やはり最初の出だしがまずかったというような考えは持っておりますか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

まず仮庁舎、最初は基本構想ではプレハブで、仮設庁舎という計画をしておりました。

その後、基本設計を進める中で、仮庁舎の利用なしということで、議員の皆様には、議員全員協議会でそういった方針を説明させていただきました。

しかしながら、その後、実施設計策定作業、特に2期工事期間中の組織レイアウトの検討を進める中で、窓口ですとか、相談室の確保、そういったところでの市民サービスのところで課題が見えてきたところであります。

そうした観点から、2期工事中の市民の利便性を第一にということで進める方針にしまして、実施設計の最後に仮庁舎利用という方針にさせていただきました。

新庁舎整備につきましては、様々な視点で検討を重ねておりますので、当初こうだったという形から、様々な要因で変化することはあるかと思えます。

そういったことで、当初は仮庁舎利用、仮設庁舎ですわね、それから一旦仮庁舎なしということになりましたが、市民の利便性向上の観点から、最終的に仮庁舎利用ということになりました。何とぞご理解いただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 市民の利便性を考えるというのが第一ですから、その基本を考えた中で、いろいろと変わってきたのだと思えます。

それでは、58ページのその新庁舎整備事業費、18億1,278万9,000円について、この中にはね、文化財遺構調査費というのは含まれているのですか。遺構調査費は違うところに含まれているのですか、説明を求めたいと思えます。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

まず文化財調査、こちらの人件費というのですか、職員、文化財調査の人がまず来てやるのですが、そちらについては教育委員会の文化課のほうで予算、当初予算で計上のほうはしてあるということで聞いております。

それで、新庁舎整備事業費におきましては、文化財調査で、試掘を行って、発掘調査、本試掘ですね、こちらになった場合には、重機で土砂のすき取り等を行います。

そちらについては、この18億の新庁舎整備事業費のほうには現在入っておりません。

これはまだ発掘調査、試掘をしないと状況がわからないので、試掘をした結果、発掘調査が必要であれば、本体工事の変更で文化財調査の対応をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちなみに、1期工事で、遺構調査を行いましたけれども、そのときの予算はどのようになっておりましたか。

○佐藤委員長 網室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

先ほど2期工事の対応の予算の関係で説明したと同じ考え方になるのですが、まず1期工事につきましては、人件費、調査用の人件費については文化課のほうで予算のほうを要求しておりました。

それで、今回、それに伴う発掘調査ということ、遺構調査になりましたので、そちらにつきましては、今回の議案上程させていただいております、工事の契約の変更、そちらの中で文化財発掘調査に伴う地盤改良工事ということで、572万9,900円、以上の金額が、文化財調査に伴う地盤改良等の内容ということで、変更の内容に含めさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

それでね、新庁舎整備事業費68億円ということも言われていますよね。

そういう中で、ページの、予算の説明書の継続費は何ページだっけ、継続費はね、61億5,402万7,000円ですよ。

それで、あとは債務負担行為で、2億2,220万5,000円、そうすると、新庁舎整備事業費で、この予算に関する説明書、令和3年度の合計額は68億円においついていないのですよね。63億7,823万2,000円。

そうすると、68億円という説明は、予算に反映されていないのですけれども、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 網室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

まず鰐原委員がおっしゃります総事業費68億円ということの考え方でございますが、こちらにつきましては、平成30年度より、初期建設費用と、工事に関する直接経費というのでしょうか、そういった初期建設費用ということで、説明させていただいております、先日の議員全

員協議会で68億円ということで説明させていただいたのは、初期建設費用65億円と、地元業者発注枠という3億円、合わせた68億円ということで定義させておきまして、予算書との整合性ということにつきましては、新庁舎整備事業、平成、基本計画、基本構想からいろいろ、平成24年度からやっているのですけれども、事業費、初期建設費用というところでは、基本設計を行いました平成29年度からの金額の積み上げであるという中身になっております。

詳しい中身、内訳でございますが、実施設計の概要版にも記載してありますとおり、設計費用と工事費用、これに伴う工事監理ですね、それで、東館先行解体しましたけれども、そちらの解体費用、駐車場の整備費、その他の経費ということで、総額65億円ということで、令和4年度までの事業になっております。

今回、令和3年度までの積み上げでという話になってはいますが、庁舎整備事業につきましては、初期建設費用の65億と地元業者の3億で68億、その他経費ということがございますので、それを含めて、それもあわせて事業のほうをやるようなことになってはいますので、どうしてもちょっと、1個1個突き合わせる、整合性を完全にずばり68億という時点では、令和4年度になって、最終的にその積み上げた結果わかるかなということで考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 この予算書を見たときに、市長は68億円と言っていますよね、そうすると例によってね、65億円ぐらいしか予算、64億円弱しか予算組んでいないから、それで収めると、「俺は68億より安くしたんだ」というまたホラが出てくるのではないかと、そういう意図的にやっているのではないかと思うのですが、そういう見方は間違っていますかね。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えしたいと思います。

委員さんおっしゃっているのが、この継続費と債務負担行為の合計額ということだったと思うのですが、この継続費、債務負担の考え方について、私のほうからご説明したいと思うのですが、

本来、市の予算編成につきましては、1会計年度の原則というものがありまして、4月1日から3月31日までに係る予算を、予算のほうに計上するということになってはいます。

ただ、例外的に、複数年に係る契約、こういったものについては、後年度における債務というものの、最初の年度に発生していきますので、そちらを含めて、議会の議決をいただく。これが設定の方法としては、この継続費、それと債務負担行為の設定、こういった方法があるのですけれども。

この2つの違いについては、継続費については、総事業費と年割額、これを予算の中で設定する。

ですから、後年度に負担する、各年度の額というのはこちらのほうで判断できるかと思うのですけれども。

あと一方で、債務負担行為の設定というのは、期間と限度額、後年に係る額を含めた上限額

というのをここで設定することになります。

それで、特に継続費については、鹿沼市においては、箱物整備事業、こういったものについては、主にこの継続費というものを設定して、後年度、これだけの予算がかかってくるのですというような見込みをお示ししているわけなのですけれども。

ですから、この継続費、債務負担行為というのは、あくまでも複数年にわたる契約に係る部分だけ、特にこの庁舎の継続費については、工事、建設工事費と工事監理委託費、これのみを計上しております。

債務負担行為については、それぞれの項目が記載されているかと思うのですけれども、いずれも2カ年以上の契約に基づくもので、後年度の債務の内訳を設定しているというような内容でございます。

これ以外にも、先ほど言った東館の解体、これは単年度予算として、過去に計上した経過がございます。

それと基本設計についても同様に計上したものがございます。

単年度で完了する事業費については、それぞれの予算のほうに計上しているというふうなことで、その部分が継続費と債務負担と通常の予算の計上の部分と、いくつかのパターンがあるので、わかりにくい面があるかと思うのですけれども、そういったことであるということをご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、後年度において、継続費の変更がまたあるというふうに、ことを含んで答弁していますか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

継続費については、この範囲を超える場合については、変更をする場合がございます。

ただ、継続費については、工事の最終年度が終わった翌年に精算報告というのをさせていただいております。これは決算時点で精算報告をさせていただくようになるのですけれども、そういったことで管理が、債務負担行為と比べても厳格な管理をしているというふうなものになっておりますけれども、それと、各年度間の年割額というのを定めておりますけれども、その中で、例えば、2年度で行うべき事業費設定しましたけれども、その中で執行残が出た場合、それを翌年度に繰り越して使うことができるというようなものがございます。これを通次繰越というのですけれども、それなので、予算、この限度内で収まる場合には、特に変更はしないで、最終的には精算報告という形で、議会や市民の皆様の方には報告をさせていただくというような方法をとっておりますので、現段階では、この工事、建設工事、また、工事監理委託については、この総額の範囲内に収まっておりますので、今後こちら変更する予定は、今のところはございません。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 違う質問でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○鰐原委員 24 ページにね、かぬま・あわの振興基金利子収入というのがありまして、28 ページには、かぬま・あわの振興基金繰入金が、あわせて、かぬま・あわの振興基金についてご説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

来年度、かぬま・あわの振興基金からの繰り入れとしまして、まずこの利子収入、基金の利子の収入がございますけれども、こちらの利子収入を 198 万 9,000 円、こちらの収入を見てございます。

それと、まず、ふるさと納税の今年度受領した分、こちらが、昨年、令和 2 年の 1 月から 12 月までの入金分の中で、こちら受けた後、一旦かぬま・あわの振興基金のほうに積み立てをして、翌年度に取り崩して、事業費のほうに充てるというような処理をとっておりますけれども、そちらのふるさと納税で受け入れをした分が、2,185 万円。

これが元金取り崩しの部分になるのですけれども、まず、この 2,185 万円と、それと、先ほど説明の中で申し上げましたけれども、来年文化財保護事業費という、これは教育委員会所管の事業になりますけれども、その中で文化財の修繕補助としまして、医王寺本堂の屋根の修繕、それとあと妙見寺の菩薩像になります、この仏像の修繕というような事業がございます。

それと、鹿沼地域でいいますと、彫刻屋台の修繕、彫刻屋台、鹿沼地域で申し上げますと、彫刻屋台の修繕、こちらに対する文化財の修繕補助、これが総額で 962 万 5,000 円ございます。

来年度、このかぬま・あわの振興基金からの繰入金としましては、利子とこの元金をあわせて、3,346 万 4,000 円というのを、こちらは 26 ページになりますね。

すみません、28 ページのかぬま、中段からちょっと下の、19 款 2 項のかぬま・あわの振興基金繰入金 3,346 万 4,000 円、こちらの内訳が先ほど申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 そうしますとね、よろしいですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○鰐原委員 そうしますと、令和 2 年度のそのかぬま・あわの振興基金、そのものは残高いくらでみているわけでしょうか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えします。

令和 2 年度末の基金残高は、18 億 1,771 万 5,000 円というふうに見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありますか。

(「異議あります」と言う者あり)

○佐藤委員長 異議がありますので、挙手により採決をいたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 賛成多数であります。おろしてください。

したがって、議案第2号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第7号 令和3年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第7号 「令和3年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について」、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」の下から2番目のインデックス、粕尾財産区特別会計というインデックスがあるかと思うのですが、そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から3段目、2款「繰入金」1項1目「財政調整基金繰入金」20万5,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、「粕尾財産区財政調整基金」から繰り入れを行うものであります。

次に、5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

令和3年度において、粕尾財産区では、作業道修繕等の事業が予定されておりません。

このため、事務経費等が歳出に係る主な内容となっております。

一番上の段、1款「管理会費」、1項1目「管理会費」10万6,000円につきましては、管理会会長及び委員報酬などを計上したものであります。

以上で、「令和3年度粕尾財産区特別会計予算」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第7号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号 令和3年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第8号 「令和3年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について」、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」の一番下のインデックスになりますが、清洲財産区特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から3段目、2款「繰入金」、1項1目「財政調整基金繰入金」34万2,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、「清洲財産区財政調整基金」から繰り入れを行うものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

中ほどの、3款「財産費」、1項1目「財産管理費」25万5,000円につきましては、区有林の下草刈り負担金などを計上したものであります。

以上で、「令和3年度清洲財産区特別会計予算」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第8号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、財務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

議案第11号 「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)」のうち、財務部所管の関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

「令和2年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計(第10号)と入っているもの、こちらの5ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番下、16款「財産収入」、1項1目「利子及び配当金」の右側の説明欄、2行目の「庁舎建設基金利子収入」、6行目からの「財政調整基金利子収入」、「減債基金利子収入」、「かぬま・あわの振興基金利子収入」、ページをめくりまして、8ページの説明欄、1行目の「公共施設整備基金利子収入」、9節「普通財産取得費収入」の説明欄、「土地開発基金利子収入」につつま

しては、いずれも、基金利子収入の実績見込みにより増額をするものであります。

次の、17款「寄附金」、1項1目「総務費寄附金」の説明欄の2行目、「ふるさとかぬま寄附金」4,707万4,000円の増につきましては、「ふるさと納税制度」による本年1月までの寄附状況等を踏まえまして、増額をするものであります。

次の、18款「繰入金」、1項1目「加蘇財産区繰入金」50万円の増につきましては、令和元年東日本台風災害に伴う、加蘇財産区所有山林の治山工事について、財産区からの申し出を受け、その財源の一部として繰り入れを行うものであります。

次に、11ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2款「総務費」、1項1目「一般管理費」の説明欄、「庁舎建設基金積立金」21万円の増につきましては、利子分の積立てであります。

なお、令和2年度末の基金残高見込みは、13億1,084万2,000円となっております。

次の、「新型コロナウイルス対策基金積立金」1,926万3,000円の増につきましては、1月26日までに受け入れを行ったふるさとかぬま寄附金及び一般管理費寄附金のうち、寄附の用途目的が「新型コロナウイルス対策」と指定されたものについて、こちらの基金に積み立てを行うものであります。

8目「財産管理費」の説明欄、「財政調整基金積立金」21万4,000円の増につきましては、利子分の積み立てであります。

令和2年度末の基金残高見込みは29億8,754万6,000円となっております。

9目「集中管理費」の説明欄、「庁用共通管理費」299万4,000円の増につきましては、庁内のコピー機のチャージ料及び電話料について、実績見込みにより増額をするものであります。

11目「地域振興費」の説明欄、一番下の「かぬま・あわの振興基金積立金」1,557万2,000円の増につきましては、1月26日までに受け入れた「ふるさとかぬま寄附金」について、寄附の用途目的に応じて、新型コロナウイルス対策基金及びこども未来基金への積み立て分を除く額をこちらの基金のほうに積み立てるものであります。

少し飛びまして、21ページをお開きください。

中ほどの、12款「公債費」、1項1目「利子」2,829万7,000円の減につきましては、利子額の確定による減であります。

一番下、14款「予備費」3,854万5,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）」のうち、主な関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第11号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 15 号 令和 2 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 15 号 「令和 2 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算 (第 2 号)」についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書「粕尾財産区特別会計」、「粕尾」というインデックスがついている箇所を 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款「財産収入」、1 項 1 目「利子及び配当金」2,000 円の増につきましては、財政調整基金の利子の確定により増額をするものであります。

次の、4 款「諸収入」、2 項 1 目「分取造林委託金」141 万円の減につきましては、作業道の測量、新設及び修繕に係る森林整備センターからの委託金について、実績により減額をするものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

3 款「財産費」、1 項 1 目「財産管理費」の説明欄、「財産管理費」148 万円の減につきましては、作業道の新設及び修繕委託の実績により減額をするものであります。

次の、「財政調整基金積立金」7 万 2,000 円の増につきましては、基金利子収入及び森林整備センターからの作業道測量委託金を積み立てるものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 15 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 16 号 令和 2 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

議案第 16 号 「令和 2 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書の「清洲財産区特別会計」のところの 3 ページをお開きください。まず、歳入についてご説明をいたします。

1 款「財産収入」、1 項 2 目「分収金収入」434 万 4,000 円の増につきましては、分収造林契約地における立木の売買実績により増額をするものであります。

次の、2 款「繰入金」、1 項 1 目「財政調整基金繰入金」63 万円の減につきましては、分収金の収入実績を踏まえ、当初見込んでいた基金繰入金の全額を減額とするものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

3 款「財産費」、1 項 1 目「財産管理費」371 万 4,000 円の増につきましては、歳入における調整額について、財政調整基金に積み立てを行うものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 16 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 19 号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。柏崎契約検査課長。

○柏崎契約検査課長 契約検査課長の柏崎です。よろしくお願ひいたします。

議案第 19 号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

令和 2 年 1 月 29 日、第 2 号議案として議決をいただきました「鹿沼市新庁舎整備建設工事」につきましては、工事施工に伴う、技術的な再検証による工事内容の変更や利便性・職場環境の見直しによる施設機能整備のため、請負額が 8,215 万 9,000 円増の 56 億 195 万 9,000 円となるため、契約金額を変更するものであります。

以上で「工事請負契約の変更について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 今回は、建設工事の増額ですね。新庁舎整備事業、8,215 万 9,000 円の増額ということなのですが、これね、もう既に工事が完成している部分があると思うのですが、工事完成部分について、ご説明願ひしたいと思います。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

工事の完了しているものですね、そちらの説明をさせていただきますと、議案資料ですか、議案第 19 号関係で、議案資料あるかと思うのですが、そちらの 1 ページをご覧いただきたいと思えます。

○佐藤委員長 室長、ちょっと例示してください。

○網庁舎整備推進室長 こういう A 4 のあると、その後ろに図面があるものなのですけれども。

○佐藤委員長 皆さん、大丈夫でしょうか。

○網庁舎整備推進室長 よろしい。

○佐藤委員長 では、説明続けてください。

○網庁舎整備推進室長 それでは、説明させていただきます。

そちらに、3 番、変更の内容及び金額の内訳という項目が書いてございますが、そちらで完了しているものですね、上から説明させていただきます。

まず、擁壁補強の追加、こちら完了してございます。

続きまして、文化財発掘調査に伴う地盤改良、こちらも完了しております。

続きまして、議会棟進入路拡張、こちらも完了しております。

続いて、地中障害物の撤去についても完了しております。

続きまして、建物構造の部分で、杭長、杭の長さの変更、建物構造の変更、以上については、これは完了しております。

防火性能の変更、こちらにつきましては、完了している部分と完了していない部分、ございますので、こちらはまだ終わっていないというところになります。

続いて、建物内部になります。

こちらにつきましては、現在、工事中の部分とやっていない部分ですね、がありまして、建物内部については、現在施工中ということでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今回の増額の 8,215 万 9,000 円のうち、既に完成してあるものが大分あります。

そういう中であって、工事が完成してある部分があるにもかかわらず、議会の議決を経ないままに、そういうことが行われてしまう。

まず、契約の議会の議決を経てから、工事に着工し、完成を目指していく、そういうことが通常の道筋ではなかろうかと、私は思うのですが、いかが判断しておりますか。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

工事におきましては、様々な要因で、いろいろ細かい部分ですね、調整しながら打ち合わせをして、工事のほうを行っております。

それで、現在の新庁舎整備工事につきましては、予算、継続費の範囲内で工事指示を受注者に発行しております。

それで、それに基づきまして工事を進めております。

その結果、変更金額、こちらが確定しないものですから、施工後に数量確定、あと施工予定になって、施工図等ですね、調整を進めていくうちに、変更金額が決定しますので、本議会における議案上程ということになっております。

事業のほうについては、計画どおり進めているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長　ここで開議から開始 50 分経過しました。

換気のため 10 分間休憩いたします。

再開は、4 時 45 分といたします。

(午後 4 時 35 分)

○佐藤委員長　休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 4 時 45 分)

○佐藤委員長　当局の答弁が終わりましたので、その後、鰐原委員、どうぞ。

○鰐原委員　その契約について、契約検査課のほうの見解を伺いたいと思うのですが、鹿沼市においては、既に工事が終わっているものについても、後で議会に出せばいいと、そういう方針でやっておられますか、お答え願いたいと思います。

○佐藤委員長　柏崎契約検査課長。

○柏崎契約検査課長　契約検査課長の柏崎です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

工事というものなのですが、変更というものが工事を進めていく中で、やはりあると思っております。

それで、そのたびに、ここに、庁舎を例に挙げますと、庁舎、これだけの変更の内容がある。これが時系列というか、ばらばらにこういう変更の内容があるということですね。

それで、その中で、そのたびに議会に諮って行って、工事をストップさせて、施工業者をストップさせて、議会に諮っていくというのは、ちょっと施工業者の円滑な進行、施工をするに、ちょっと現実的ではないのかなという感じはしております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長　鰐原委員。

○鰐原委員　ちょっと議論は進めますけれどもね、この擁壁の補強とか、議会棟進入路の拡張とか、そういうことについてはね、私、新庁舎整備事業を議論する中に言ってきているのですよ。

危険なところへつくるのだから、何か補強工事があるだろう、必要だろう、こういうところへつくっていいですかということは議論してきました。

そういう中で、実施設計を進めてきたわけですから、実施設計をつくるに当たり、そういうことを十分加味した中の設計だったと思うのですよ。

それを、いまさらね、「やってきませんでした、補正です」、それは「工事の中の現場を見てきて、やっぱりだめだったから追加するんです」では話がおかしいのではないかと思いますよ。

私みたいなずぶの素人でさえ、「危険なところへつくるのだから、その壁はつくります」、「それへの補強は必要です」というのは、専門家から見れば一目瞭然だと思えるのですよ。

そういうことを、実施設計の段階で、なぜ入れなかった、このように 9,000 万近い補正を上げる、上げるについても、既に工事が終わった後、契約を議会に求める、そういう形でよろしいのでしょうか、伺っておきます。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

まず、実施設計で十分な配慮ということの内容かと思いますが、まず、擁壁補強の追加、今回擁壁補強の追加となっておりますが、今回の庁舎の敷地全体で、擁壁が 5 カ所ございます。

そのうちの 3 カ所、実際 5 カ所とも全て実施設計の段階で擁壁の構造耐力の調査を行いました。

行ったところ、3 カ所、こちらについては、このままだと崩落、崩壊の危険があるということで、当初の工事の実施設計の内容の中に 3 カ所の擁壁補強は既に見込んでおります。

そちらで、市のほうとしては、そういう補強であれば問題ないだろうということで発注のほうを行いました。

その後、議会棟の杭打ち作業、ちょっと杭の長さとか長くなったり、実際地盤の調査をしまして、あったのですけれども、そういった観点から、杭打ちする機械、大型の重機、そういった重機が想定以上の大きさ、重さになりまして、その結果、新館の西側、議会棟の進入路のところですね、新館の西側の擁壁が比較的新しい擁壁で、構造上は問題ないということだったのですが、杭打ち重機、40 トン以上ある重さの重機なのですが、それが通るに当たって、通るときに、その擁壁が崩落の危険があるということで、追加で補強のほうを行いました。

ですので、今回追加で全部擁壁を、安全性がないところに工事のほうを行ったということではなく、擁壁はちゃんと調査をして、実施設計を完了させました。

その結果、1 カ所だけは追加であったのですが、それは工事施工に伴う技術的な再検証ということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 なかなか理解できないですよ。

専門家がやって、建物を建てるのに、どんな重機が入って、その重機が入るのに、耐えられる擁壁かどうかというのはわかっているわけですよ。

それと、杭を打って、その杭に耐えられるかどうか、こちらの塀の部分、壁の部分がですよ、その点は、もう十分わかっていたのだと思うのですよ。

それで、こういう当初の一番最初の契約をね、数社でしました。

それで、それは抜かして、公正に入札はしたのでしょうか。

ですけれども、後から見れば、そういうことが追加で認められるのならば、最初からその部

分は考慮に入れずに入札したほうがよかったなという業者もあったかもしれないですよ、そうでしょう。

ですから、この辺は何か疑念がわきますよね。どうですか。契約を認めている課の、契約検査課は、どんなふうに見ますか。

○佐藤委員長 柏崎契約検査課長。

○柏崎契約検査課長 契約検査課長の柏崎です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

工事の設計をする際には、庁舎もそうですけれども、実施設計というのをしまして、変更がないであろうというところを出してはいます。

担当者もそういう設計をしているものだと思いますが、やはり地中とか、あと条件が、工事を、先ほども言いましたけれども、工事を進めていく中で変わってきたりするものですから、その変更の部分はいたしかたないのかなと、あっても仕方がないのかなという感じでいます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 私は、この契約は、議会を軽視した契約であると思っています。

でありますから、反対を表明しておきます。

以上で終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 19 号につきましては、原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 おろしてください。賛成多数であります。

したがって、議案第 19 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 26 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 26 号 「鹿沼市手数料条例の一部改正」についてをご説明いたします。

お手元に配付されてございます「新旧対照表」、参考資料になりますけれども、新旧対照表をお手元にご用意いただきまして、そちらの 3 ページをお開きください。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、今回改正、大きく分けまして 2 つ、2 件の条例改正になります。

まず、条例中、別表第 1 のうち「証明事務手数料」、こちらの改正ですが、こちらにつきましては、現在、コンビニエンスストアでの交付サービスを実施している、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「所得証明書」、「住民税決定証明書」の発行手数料について、市民サービスの向上と、市役所窓口の混雑緩和による新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減、あわせて、コンビニ交付に必要となるマイナンバーカードの取得促進を図るために、コンビニ交付におけ

る手数料を従来の 200 円から 150 円に引き下げるものであります。

次に、2 点目になりますけれども、新旧対照表の 4 ページからになります、別表第 2 の改正、こちらにつきましては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、こちらの法律の一部改正に伴いまして、省エネ基準の適合義務制度の対象建築物が 2,000 平方メートル以上から 300 平方メートル以上に拡大されることを受け、市条例に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」に係る対象建築物の面積について、従来の「2,000 平方メートル未満」の区分を、「1,000 平方メートル未満」と「1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満」の 2 区分に分割をするものであります。

また、あわせて、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能認定手数料」のうち、非住宅部分の認定申請手数料につきましても、従来の対象面積の区分「300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満」を、「300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満」と「1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満」の 2 区分に分割をするものであります。

なお、こちらの手数料の額につきましては、栃木県を含む県内の特定行政庁においても、判定の審査内容が同じでありまして、「県内統一の価格設定が望ましい」というふうにされていることから、栃木県の手数料と同額とするものであります。

以上で、議案第 26 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部副委員長。

○阿部副委員長 それでは、まず、2 つの条例改正ということで、1 つ目は、コンビニの発行が 200 円から 150 円になるということですが、ただ、マイナンバーカードとか、ある程度理解している方ではないと発行できなくて、高齢者の方とか、見えない弱者関係なんかは、なかなか対応が難しい部分では、不公平になる感があるかと思いますが、そこに対する執行部としては、どんな考えですか。

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 ただいまの阿部委員のご質疑につきましては、今の担当課長のほうを待機をさせております。

委員長のほうにお願い申し上げますけれども、担当課長の入場を許可願います。

○佐藤委員長 許可します。

(担当課長入室)

○佐藤委員長 当局の答弁を求めます。鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 市民課長の鈴木と申します。

阿部委員のご質疑に対してお答えします。

マイナンバーカードを持っていらっしゃる方を 50 円引き下げて、持っていない方はそのままということについてのご質問になるかと思うのですが、基本的にはマイナンバーカードを持っている方がコンビニのほうで多くとっていただければ、窓口、先ほど財政課長のほうから

もお話あったと思うのですが、窓口が一応混雑が緩和される。

あわせて、緩和されるということは、待ち時間、もしかかもわからないのですけれども、待ち時間のほうが少し短くなるという形を考えておりますので、その辺のところ、待ち時間の短縮が、そのカードを持っていない方に対するサービスの向上につながればと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部副委員長。

○阿部副委員長 説明いただきました。

今、課長からはメリットの説明をいただきましたが、私は質問としては、全体的な部分を聞いたわけなのですけれども、内容は理解できました。

これについては、そこを変えるべきではないということで、反対の立場です。

もう1つのエネルギー判定のほうは、日本のエネルギー問題を解決するために、国のほうで進めていращやるということですので、これについては賛成の立場です。以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第26号については、原案どおり可とすることに、賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 ありがとうございます。おろしてください。賛成多数であります。

したがって、議案第26号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、財務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第38号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」のうち、財務部所管の関係予算の内容について、ご説明をいたします。

今回のこの補正は、令和3年度における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種関係予算及び、国の令和2年度第3次補正予算の成立に伴い、感染症対策などに係る追加支援策等について補正を行うものであります。

「令和3年度補正予算に関する説明書」の9ページをお開きください。

財務部関係予算としましては、一番下、14款「予備費」について、歳入歳出予算の調整額として、1億6,341万円を増額するものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」のうち、財務部関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 38 号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 39 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 11 号) についてのうち、財務部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

議案第 39 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 11 号)」のうち、財務部関係予算の内容について、ご説明いたします。

この補正は、国の令和 2 年度第 3 次補正予算の成立に伴い、令和 3 年度に実施を予定していた東小学校及びさつきが丘小学校の屋内運動場改修事業等に係る国庫補助金が、令和 2 年度に前倒しとなったことから、本市一般会計についても、令和 3 年度予算から令和 2 年度予算への組み換えを行うことなどが主な内容であります。

関係予算につきましては、お手元の「令和 2 年度補正予算に関する説明書」のうち、表紙に一般会計 (第 11 号) という、入っているものになりますが、その 5 ページをお開きください。

財務部関係予算としましては、一番下、14 款「予備費」について、歳入歳出予算の調整額として、1,137 万 2,000 円を増額するものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 11 号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 39 号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号中財務部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで執行部の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

財務部の皆さん、お疲れ様でした。

(午後 5 時 0 2 分)

○佐藤委員長 引き続き審査を再開いたします。

(午後 5 時 0 5 分)

○佐藤委員長 これから消防本部関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、消防本部関係予算

を議題といたします。

当局の説明を求めます。星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度予算に関する、一般会計予算の、こちらの説明書ですね、こちらの消防本部において所管する予算の主な内容について、ご説明をいたします。

令和3年度「予算に関する説明書」一般会計の13ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明をいたします。

14款「使用料及び手数料」、2項5目「消防手数料」につきましては、法令等に基づく危険物タンクの検査手数料などで、令和2年度の実績見込みより推計しまして、前年度対比0.86%減の1,307万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。181ページをお開きください。

9款「消防費」、1項1目「常備消防費」につきましては、そのほとんどが経常的経費でございます。

主な内容につきましては、188ページをお開きください。

説明欄の上から2番目「常備消防施設整備事業費」のうち14節「工事請負費」1億5,860万円につきましては、消防本部敷地内に消防訓練塔の建設、並びに現在建設中の北犬飼コミュニティセンター敷地内に、耐震性の40トンの防火水槽を整備するために要する経費を計上いたしました。

次に、説明欄の下から2番目「非常備消防施設整備事業費」1,878万2,000円ですが、先ほどご説明しました北犬飼コミュニティセンター敷地内に、消防団第4分団の上石川地内を管轄します第1部及び茂呂地内を管轄します第4部の共有型車庫新築工事に要する経費を計上しました。

以上で、消防本部において所管する主な予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

鰐原委員、失礼しました。どうぞ。

○鰐原委員 14ページのね、消防手数料についてお伺いしますけれども、これ危険物タンクの検査ですか、何基ぐらいやる予定でございますか。

○佐藤委員長 石原予防課長。

○石原予防課長 予防課長の石原です。よろしくお願いいたします。

鰐原委員の質疑についてお答えいたします。

危険物の何基というのは、正確には出ませんが、金額にしますと大体1,000万ぐらいの金額になるかとは思いますが。

大体タンクメーカーがありまして、そのタンクメーカーでつくっている月の件数が大体月に、大体60本から70本ぐらいになるかと思えます。

それで、大体それで年間ですから、計算しますと、720本ぐらいになるかなと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、これは1本いくらの手数料になるわけですか。

○佐藤委員長 石原予防課長。

○石原予防課長 予防課長の石原です。

1本当たりにつきましては、条例のタンクですと、一番安いやつで4,000円なのですね。

それで、政令タンクといいまして、消防法で規制されておりますタンクにつきましては、100キロタンクとかなりますと、約7万8,000円ぐらいのがありますので、いろいろ開きはあるのですが、その開きにおいて、大体計算しますと、1本当たり2万円ぐらいかなと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 全般的なことでちょっとお伺いしたいのですけれども、この前足利で、大変な山林火災がありました。

鹿沼の常備、また非常備消防で、山林火災の場合、鹿沼は十分な施設というか、消防器具がですね、そろっているのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○佐藤委員長 小山署長。

○小山消防署長 消防署長の小山です。よろしくお願いたします。

ただいまの鰐原委員の質問にお答えいたします。

鹿沼ですね、消防本部と、それから消防団、あわせて、まず、消防本部におきましては、可搬の、可搬型のポンプですね、山林に運べます可搬型のポンプがそれぞれ級がありまして、D-1ポンプという背負い型のポンプ、これが10基ございます。

そのほかに、C-1ポンプというポンプが5基ございます。

そのほかに、各消防団におきましては、可搬型の登録ポンプを記載した車両もございます。

そういったポンプを使用しまして、山の頂上の付近まで水の中継しながら、消火をするという内容を、活動をとっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 足利の山林火災、これから検証されていくのかなと思うのですけれども、それを見て、鹿沼市もぜひそういう消防機器は取り入れたいというものがあれば、ぜひ足していただきたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。阿部副委員長。

○阿部副委員長 消防本部では、令和3年度の部分で、訓練塔整備を盛り込まれていると思うのですが、進捗とか、予算とか、どんなふうになっているのか、わかる範囲で説明をお願いします。

○佐藤委員長 星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。

ただいまの阿部委員のご質疑にお答えいたします。

現在、消防訓練塔につきましては、設計のほうはほぼ完了しております、令和3年の5月に工事入札、6月に業者との契約、7月に着工という計画で考えております。

完成については、令和4年の2月頃を目標に考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中消防本部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中消防本部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、消防本部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。

議案第38号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」のうち、消防本部における予算について、ご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書の9ページ・10ページをお開きください。

9款「消防費」、1項1目「常備消防費」の補正額500万円につきましては、消防庁舎維持管理費14節工事請負費としまして、救急隊員の新型コロナウイルス感染予防策のため、消防本部の浴室に、専用シャワーブースを設置するための経費を計上いたしました。

以上で、消防本部における補正予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第38号中消防本部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号中消防本部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで執行部の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

消防の皆さん、大変お待たせしまして、恐縮でした。ご理解とご協力、ありがとうございます。

(午後 5時17分)

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 5時19分)

○佐藤委員長 これから会計課関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、会計課関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金子会計管理者。

○金子会計管理者 会計管理者の金子です。

議案第2号 「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、会計課関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

歳出についてご説明いたします。

令和3年度「予算に関する説明書」一般会計の39ページをお開きください。

2款「総務費」、1項1目「一般管理費」、説明欄の上から3番目の○、「出納事務費」325万4,000円につきましては、会計課が行う出納事務の経常的な経費であります。

このうち、8割以上を占める役務費のうち、主なものは、指定金融機関市役所内派出所の派出業務手数料165万円でありまして、そのほかは口座振替関係の手数料などがございます。

以上で、「令和3年度一般会計予算」のうち、会計課に関する主な関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中会計課関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中会計課関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議会事務局関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、議会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小杉議事課長。

○小杉議事課長 議事課長の小杉です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第2号 「令和3年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、議会関係予算について、説明いたします。

歳入につきましてはございませんので、歳出について、説明いたします。

令和3年度予算に関する説明書 33ページをお開きください。

1款 議会費 1項 1目 議会費、34ページの説明欄、上から7つ目の○の「議員調査活動費」1,468万1,000円は、常任委員会等による優良先進都市視察など、議員の議会活動及び、

政務活動費などの議員の調査研究に要する経費を計上したものであります。

次に、9つ目の○「議会運営費」608万5,000円は、議会運営及び、議会だよりの発行、会議録の作成等に要する経費を計上したものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、議会事務局が所管する主な歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中議会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中議会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、議会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小杉議事課長。

○小杉議事課長 議事課長の小杉です。よろしくお願ひいたします。

議案第11号 「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)について」のうち、議会事務局所管についてご説明いたします。

歳入の補正はございませんので、歳出について、ご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計(第10号)の11ページをご覧ください。

一番上の段、1款 議会費 1項1目 議会費、12ページの説明欄、議員調査活動費704万5,000円の減につきましては、行政視察の中止など、実績見込みにより減額するものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)」のうち、議会事務局所管についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第11号中議会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号中議会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、選挙管理委員会事務局関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第2号「令和3年度鹿沼市一般会計予算」についてのうち、選挙管理委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪選挙管理委員会事務局長。

○諏訪選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の諏訪です。よろしくお願ひいたします。

議案第2号「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、選挙管理委員会事務局所管の主な歳入・歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

「予算に関する説明書」の21ページをお開きください。

一番下、16款「県支出金」、3項1目「総務費委託金」につきましては、次のページをお開きください。

一番上の右側のページ、5節「選挙費委託金」4,213万8,000円につきましては、10月21日に任期満了となる衆議院議員総選挙の執行に伴う委託金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。73ページをお開きください。

2款「総務費」、4項1目「選挙管理委員会費」の説明欄の上から4番目の○、「選挙管理委員会運営費」206万4,000円につきましては、選挙人名簿の管理を行うためのシステムソフトウェアの借上げ料が主なものであります。

次に、一番下の3目「衆議院議員選挙費」4,213万8,000円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました衆議院議員総選挙に係る費用を計上したものであります。

以上で、議案第2号「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、選挙管理委員会事務局所管の主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中選挙管理委員会事務局関係予算について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中選挙管理委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、監査委員事務局関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第2号「令和3年度鹿沼市一般会計予算」についてのうち、監査委員事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡邊監査委員事務局長。

○渡邊監査委員事務局長 議案第2号「令和3年度鹿沼市一般会計予算」のうち、監査委員

事務局関連の主な予算内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては計上がございません。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

令和3年度「予算に関する説明書」一般会計の77ページをお開きください。

2款「総務費」、6項1目「監査委員費」につきましては、経常的な事務経費であります。

主な内容につきましては、78ページをご覧ください。

説明欄1つ目の○、「監査委員（識見を有する者）報酬」96万円、2つ目の○「監査委員（議員）報酬」56万4,000円、及び4つ目の○、「監査事務費」46万6,000円を計上したものでございます。

以上で、「令和3年度一般会計予算」のうち、監査委員事務局関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中監査委員事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中監査委員事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

（閉会 午後 5時30分）

委員会条例第27条の規定に基づき署名する。

総務常任委員会 委員長